

坂城町公共施設等総合管理計画



平成29(2017)年3月



(令和4(2022)年3月改訂)

坂 城 町

坂城町公共施設等総合管理計画：目次

第 1 章 公共施設等総合管理計画について	
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 施設の対象範囲	2
4 計画とSDGsとの関連	2
第 2 章 坂城町について	
1 概況	3
2 沿革	3
第 3 章 本町を取り巻く社会的状況	
1 人口の動向及び将来の見通し	4
（1）人口・世帯数の推移	4
（2）年齢階層別人口	5
（3）将来人口	7
2 財政状況	9
（1）歳入の状況	9
（2）歳出の状況	10
（3）歳出決算額の性質別内訳	11
（4）投資的経費と地方債残高	11
（5）有形固定資産減価償却率の推移	12
3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	12
第 4 章 公共施設等の現況及び将来の見通し	
1 公共建築物の現況	13
（1）公共建築物の保有状況	13
（2）築年別整備状況	14
（3）耐震化実施状況	15
2 インフラ施設の状況	16
（1）インフラ施設の現状	16
3 過去に行った対策の概要（公共建築物の削減）	19
4 将来の更新費用の推計（単純更新）	20
（1）試算の方法	20
（2）公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	21
（3）公共建築物の将来の更新費用の推計	22
（4）インフラ施設の将来の更新費用の推計	23
（5）人口減少による将来負担コスト増	27
（6）中長期的な経費の見込み（個別施設計画等反映）	28
第 5 章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1 計画期間	29
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	30
3 現状や課題に関する基本認識	31
4 公共施設等の管理の目標	32
（1）公共建築物保有量の縮減目標	32
（2）インフラ施設	32
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	33
（1）点検・診断等の実施方針	33
（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針	33
（3）安全確保の実施方針	33
（4）耐震化の実施方針	34
（5）長寿命化の実施方針	34
（6）ユニバーサルデザイン化の推進方針	34
（7）統合や廃止の推進方針	35
（8）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	35
6 PDCAサイクルの推進	35
第 6 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
1 主な施設類型ごとの方向性	36
（1）文化系施設	37
（2）社会教育系施設	38
（3）スポーツ・レクリエーション系施設	39
（4）産業系施設	40
（5）学校教育系施設、子育て支援施設	41
（6）保健・福祉施設	42
（7）行政系施設	43
（8）町営住宅	44
（9）その他（公園施設含む）	45
（10）インフラ施設	46

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

全国的に公共建築物及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題となっています。国は国土強靱化を図るべく平成 25（2013）年 11 月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、その流れにより総務省が平成 26（2014）年 4 月に各地方公共団体に対し「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により、公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。その後、個別施設計画の推進を踏まえ、平成 30（2018）年 2 月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され総合管理計画の充実を図ることが求められています。

坂城町においても多様な行政需要や住民ニーズの高まりにより、公共施設等を多く建設してきましたが、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面でも、人口減少による町税収入が不透明であり、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障関係の扶助費等の義務的経費の増加などにより、財政の硬直化が心配されるところです。このことから、固定費ともいえる公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

以上のような本町を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって利活用の促進や統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、全庁的、総合的な管理を推進するため、坂城町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を平成 29（2017）年 3 月に策定しました。

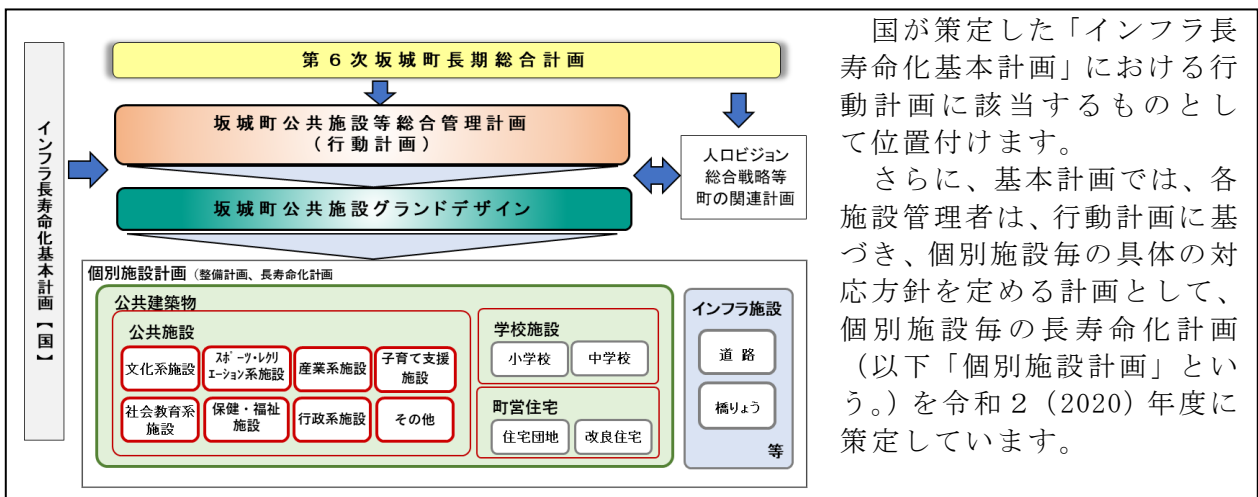
今回定める改訂版は、各施設管理者が定めた個別施設計画の考え方を反映させ、最新化を行うものです。

2 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設等の機能を安全で快適に利用できる状態を維持するための基本的な考え方を示したものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

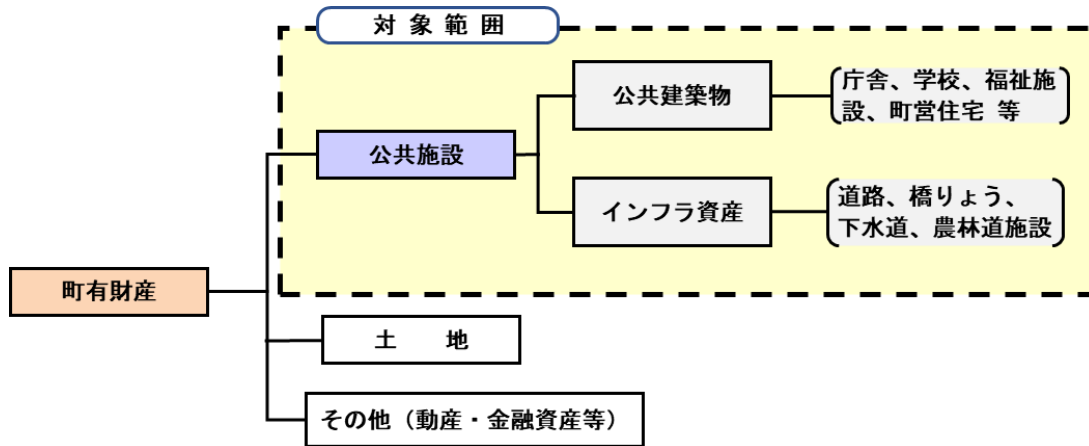
◆図表 1-1 本計画の位置付け



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、本町が所有する庁舎、学校、福祉施設、町営住宅等の建築物系施設や道路、橋りょう、下水道、農林道施設のインフラ施設を対象とします。

◆図表 1-2 対象範囲の略図



4 計画とSDGsとの関連

公共施設などの更新等に係る財政負担を軽減し、社会動向や利用者ニーズの変化に対応した適切な施設整備や効率的・効果的な公共サービスの提供を行うことで、SDGsの具現化を進めるとともに、将来を見据えた公共施設マネジメントを推進します。

坂城町では、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指したSDGs（持続可能な開発目標）の理念や目標を踏まえた公共施設整備を行います。



※ SDGs (Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)：2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際目標。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成される。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしている。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針のページでは、基本的な方針を通じて、施設が目指すべきSDGsの各目標を示し、各施設とSDGsの17の目標との関連付けをしています。施設の大分類ごとに表示されたSDGsのアイコンは、各施設に対応するSDGsの目標を示しています。

この大分類施設（文化系施設）では、目標4, 5, 17が関連目標として位置付けられます。

関連するSDGsの目標(アイコン)

(1) 文化系施設

◆図表6-2 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設		施設数	延床面積
区分	集会施設	8施設	4, 549.09 m ²
対象施設	坂城町文化センター、勤労者総合福祉センター、坂城町隣保館、上平集会所、網掛集会所、坂城集会所、泉区集会所、中心市街地コミュニティセンター		

第2章 坂城町について

1 概況

坂城町は、長野県の東信と北信地域の結節点に位置し、北と西は千曲市、南と東は上田市に接しており、総面積は53.64km²です。

町の周囲は、東に大峰山、南に虚空蔵山、西に九竜山、北に鏡台山などの標高1,000m級の山々に囲まれ、中央を南北に千曲川が流れ、これを底辺として扇状地が東西に分かれて広がる特色ある地形を形成しています。

千曲川の東側にしなの鉄道、国道18号、上信越自動車道、北陸新幹線（トンネル通過）、西側に鼠橋通りまで開通した国道18号上田篠ノ井バイパス、主要地方道長野上田線（力石バイパスを含む）がほぼ平行に走り、千曲川により隔てられた東西の地域は、5本の橋りょうにより結ばれています。



2 沿革

町内の最も古い人類の痕跡は、保地地籍に見られる旧石器時代後期（およそ1万5千年前）の遺跡です。このほか町内には、縄文・弥生時代の遺跡をはじめ、多数の古墳群があり、古代から栄えていたことが推察されます。

戦国時代には、甲斐の武田信玄と果敢に戦った村上義清が本城（葛尾城）を構え、江戸時代には幕府直轄の天領として代官所が置かれるとともに、善光寺詣でが盛んになった北国街道の宿場町として栄えました。

近代に入って、町村制施行に伴い坂城、村上、中之条、南条の各村が誕生し、明治37（1904）年、坂城村は人口5,405人で町制を施行しました。昭和30（1955）年には坂城町、中之条村、南条村が合併し、昭和35（1960）年に村上村を編入合併して、今日の坂城町に至っています。

第3章 本町を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し

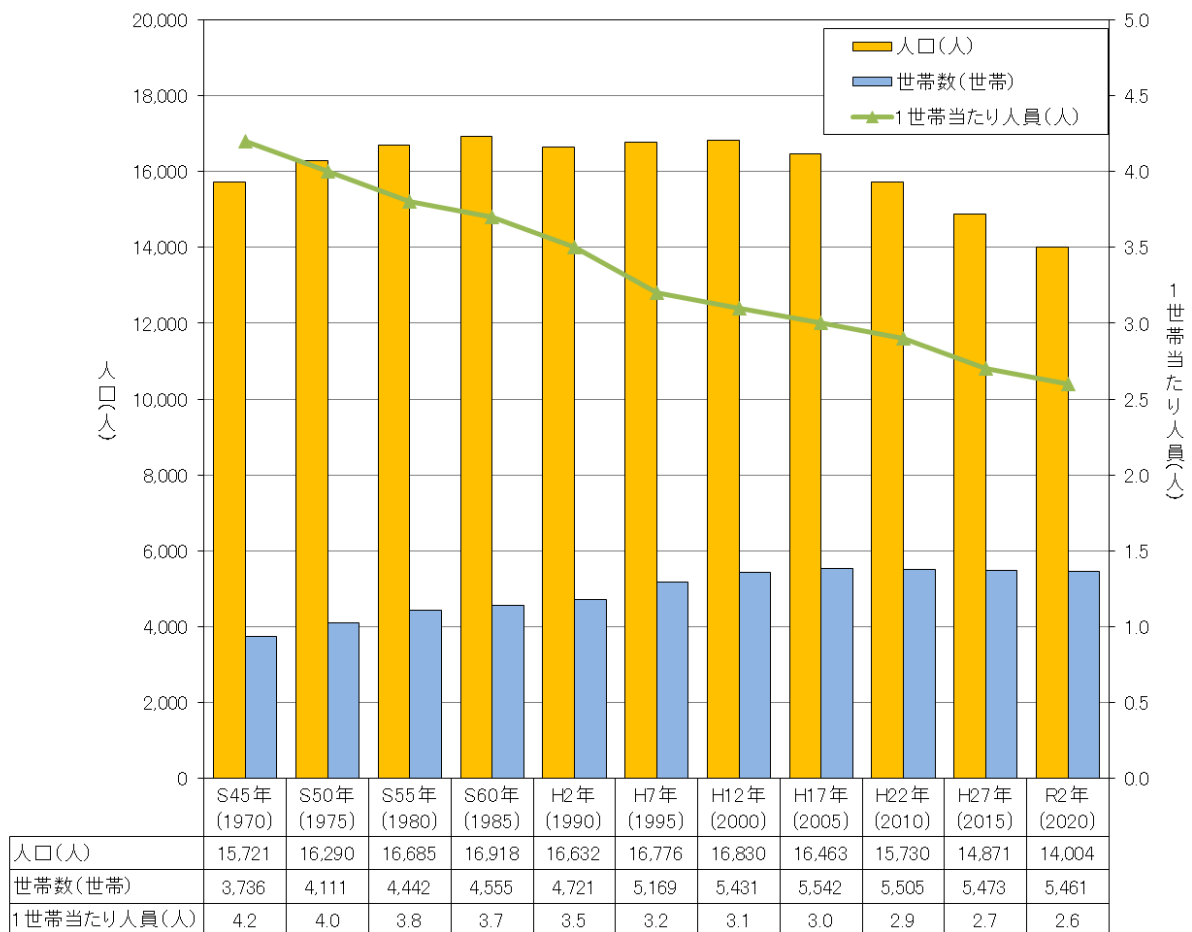
(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本町の人口・世帯数の推移をみると、昭和45(1970)年の人口は、15,721人で以降昭和60(1985)年にかけて増加し、約17,000人弱まで人口が推移しましたが、平成17(2005)年以降減少に転じ、令和2(2020)年には14,004人となっています。

世帯数は、昭和45(1970)年の3,736世帯に対し、平成17(2005)年は5,542世帯で緩やかに増加し続けていましたが、その後若干減少傾向にあり令和2(2020)年は5,461世帯となっています。

また、1世帯あたりの人員は、昭和45(1970)年の4.2人から年々減少し、令和2(2020)年には2.6人となっており、核家族化や少子化の背景にある未婚化、晩婚化の影響や、高齢者数の増加による夫婦のみ世帯や単身世帯の増加による小世帯化の進行がうかがえます。

◆図表 3-1 人口・世帯数の推移 (国勢調査)



資料: 国勢調査

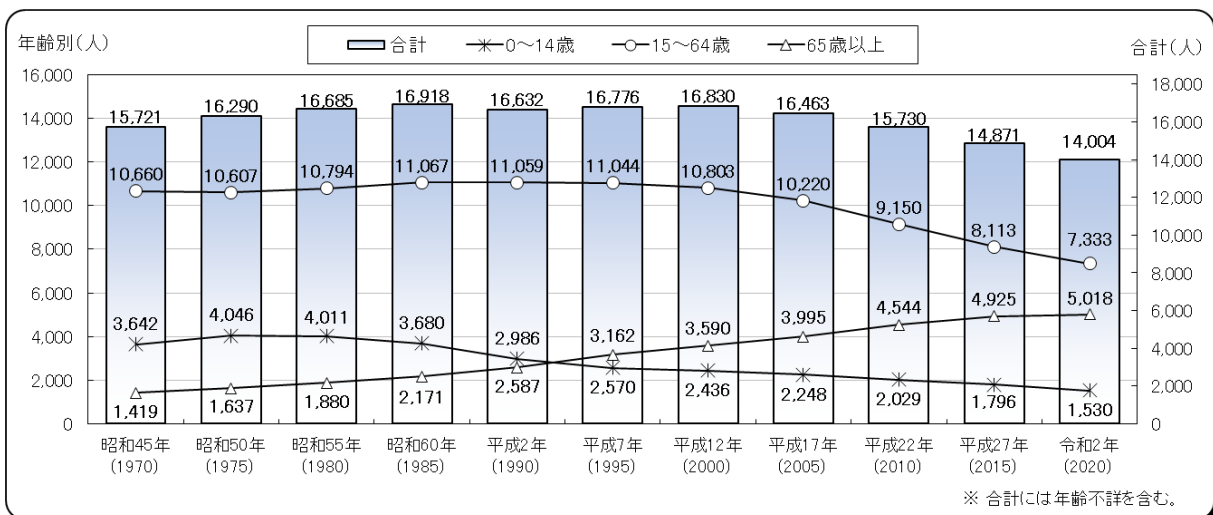
(2) 年齢階層別人口

平成 7 (1995) 年から令和 2 (2020) 年にかけての年齢階層別人口の推移をみると、年少人口 (0~14 歳) は一貫して減少し、25 年間で 1,040 人 (40.5%) 減少しているのに対し、老年人口 (65 歳以上) は 25 年間で 1,856 人 (58.7%) 増加しており、平成 7 (1995) 年には老年人口が年少人口を逆転しています。生産年齢人口 (15~64 歳) も 25 年間で 3,711 人 (33.6%) 減少し、平成 12 (2000) 年以降減少が加速しています。

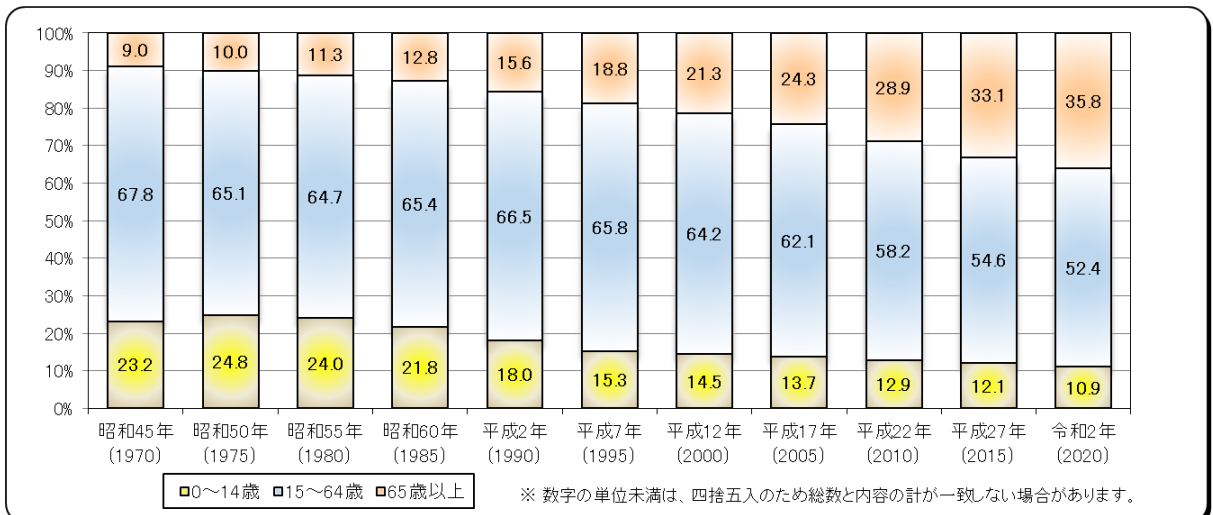
令和 2 (2020) 年の年齢階層別の人口構成比は、年少人口が 10.9%、生産年齢人口が 52.4%、老年人口が 35.8% となっており、老年人口比は全国平均 (28.7%) や長野県平均 (32.2%) を上回っています。なお、平成 12 (2000) 年から老年人口が 21% を越えた「超高齢社会」となっています。

年齢構成指数 (図表 3-5) では、平成 7 (1995) 年から令和 2 (2020) 年までの 25 年間で年少人口指数は 2.4 ポイントの減少、老年人口指数は 39.8 ポイントの増加となっています。老年化指数については平成 7 (1995) 年の 123.0% に対し、令和 2 (2020) 年には 205.0 ポイント増加の 328.0% と高い値を示しています。

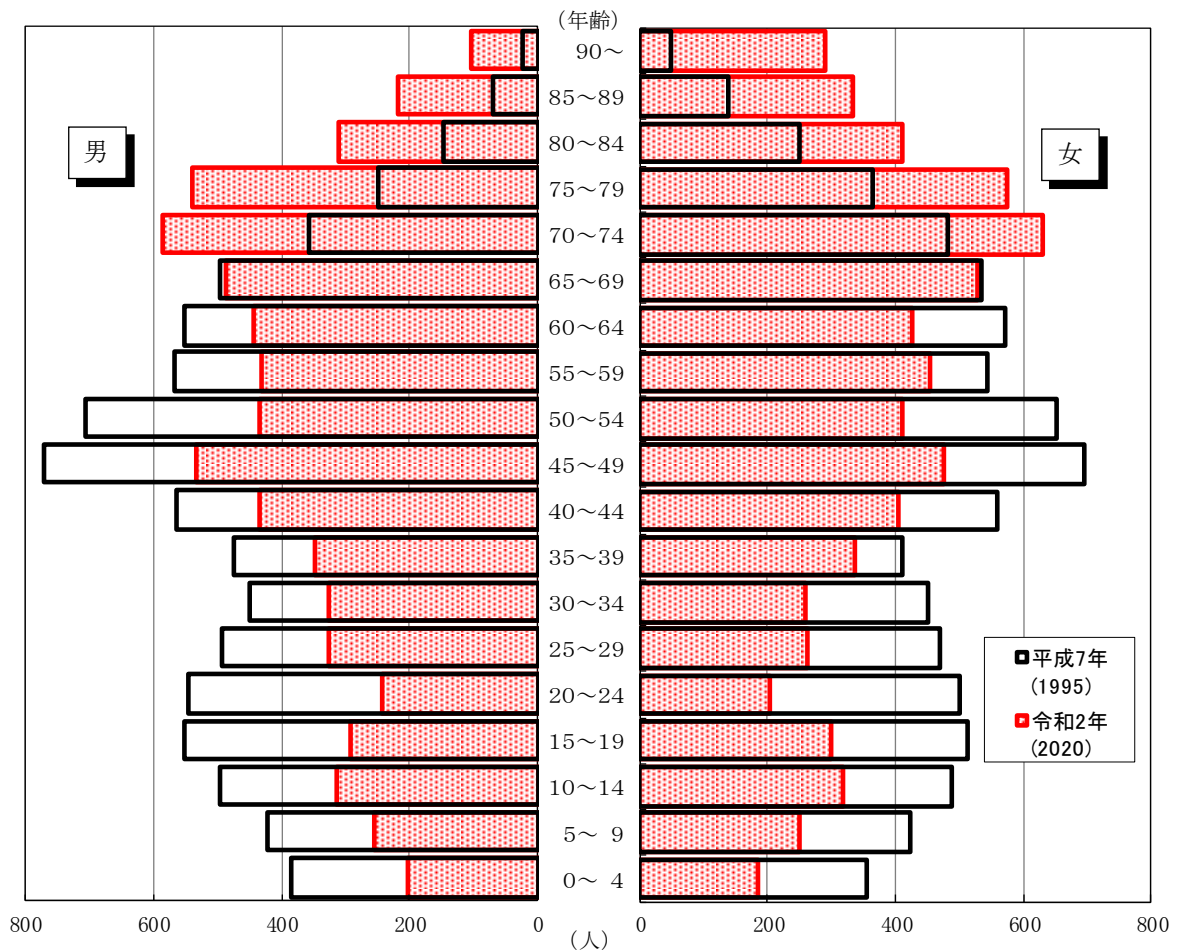
◆ 図表 3-2 年齢階層別人口の推移 (国勢調査)



◆ 図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移 (国勢調査)



◆図表3-4 年齢・性別人口（国勢調査）



◆図表3-5 年齢構成指数の推移 (単位:%)

	年少人口	老年人口	従属人口	老年化
	指数	指数	指数	指数
平成7年 (1995)	23.3	28.6	51.9	123.0
平成12年 (2000)	22.5	33.2	55.8	147.4
平成17年 (2005)	22.0	39.1	61.1	177.7
平成22年 (2010)	22.2	49.7	71.8	224.0
平成27年 (2015)	22.1	60.7	82.8	274.2
令和2年 (2020)	20.9	68.4	89.3	328.0

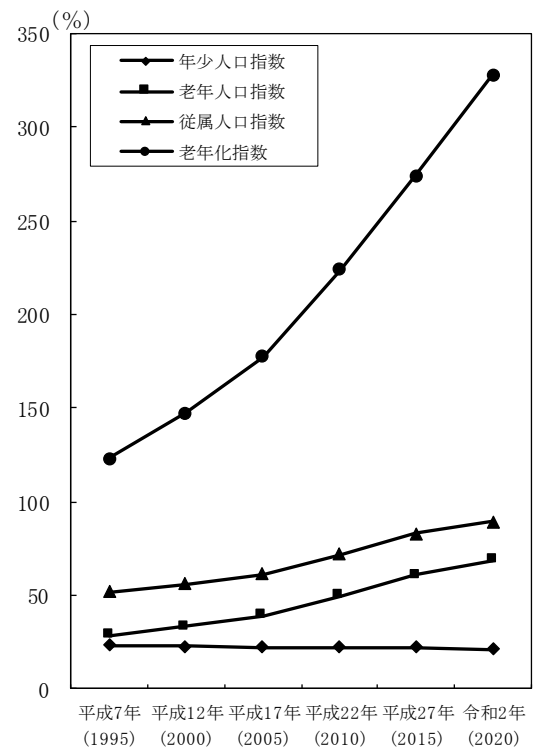
年少人口指数=年少人口/生産年齢人口×100

老年人口指数=老年人口/生産年齢人口×100

従属人口指数=(年少人口+老年人口)/生産年齢人口×100

老年化指数=老年人口/年少人口×100

◆図表3-6 年齢構成指数の推移



(3) 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所による令和22(2040)年の推計人口は、9,958人で平成27(2017)年に対し4,913人(33.0%)減少することを予想しています。

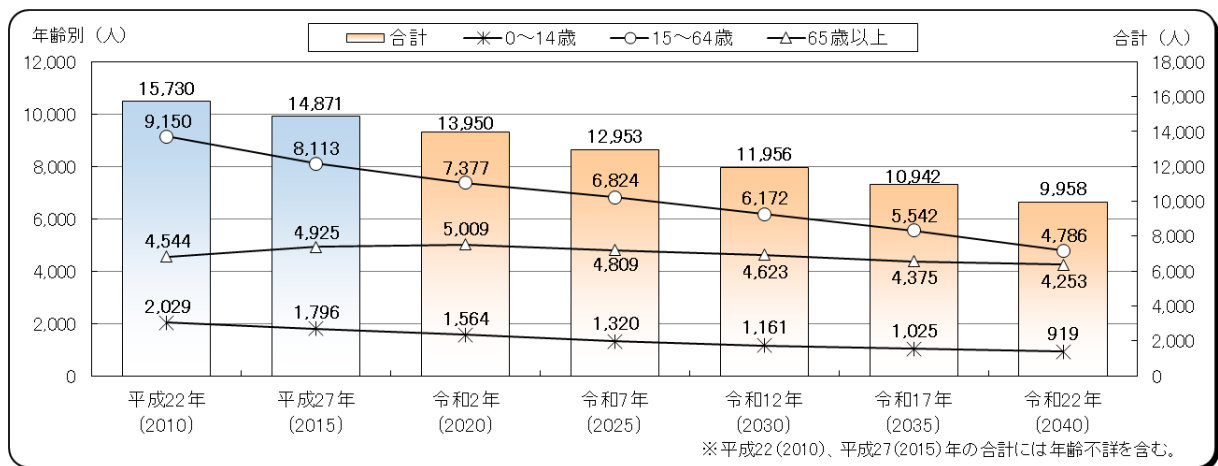
年齢階層別にみると、各年齢層で減少する結果となっており、年少人口(0~14歳)は877人(48.8%)の減少、生産年齢人口(15~64歳)は3,327人(41.0%)の減少、老年人口(65歳以上)は令和2(2020)年まで増加し、以降減少に転じ、672人(13.6%)減少することが見込まれています。

人口構成比では、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口は減少を続け令和22(2040)年の割合は9.2%と48.1%で、老年人口については、実数では減少していますが、年少人口と生産年齢人口の減少が続くことにより、構成比では増加し、42.7%となっています。

また、老年人口と生産年齢人口の比率は、令和22(2040)年で1:1.1と予測され、1人の高齢者を1.1人で支えることとなります。

「坂城町人口ビジョン」(将来展望人口)による人口規模の展望は、人口減少、少子高齢化を抑制しながら、令和22(2040)年に約13,000人、令和42(2060)年において約12,000人の維持を目指すとしています。(図表3-10)

◆図表3-7 年齢階層別人口の推計



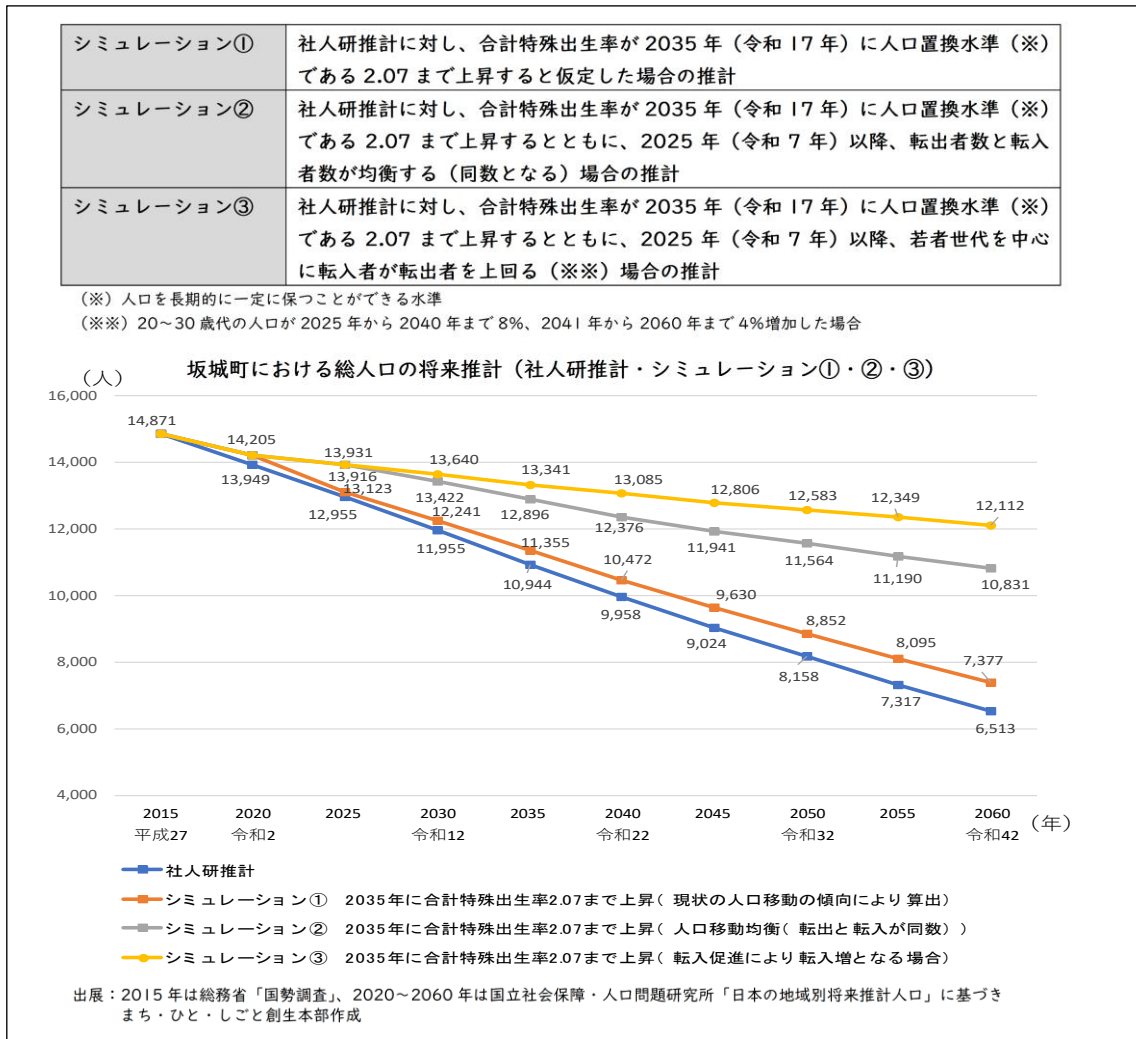
(出展: 2010年、2015年は総務省「国勢調査」、2020~2040年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30(2018)年推計))

◆図表3-8 年齢階層別人口の推計

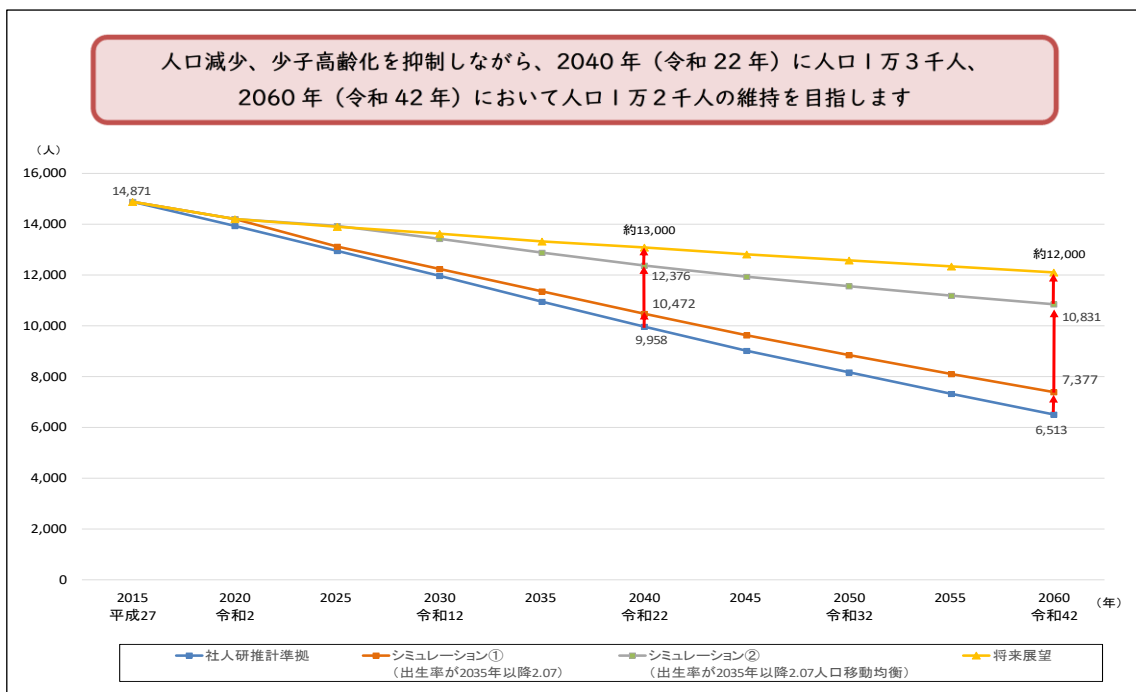
年齢階層	平成22年(2010)	平成27年(2015)	令和2年(2020)	令和7年(2025)	令和12年(2030)	令和17年(2035)	令和22年(2040)	2015~2030年の人口増減率	2015~2040年の人口増減率
総数(人)	15,730	14,871	13,950	12,953	11,956	10,942	9,958	-19.6%	-33.0%
年少人口(0~14歳)	2,029	1,796	1,564	1,320	1,161	1,025	919	-35.4%	-48.8%
生産年齢人口(15~64歳)	9,150	8,113	7,377	6,824	6,172	5,542	4,786	-23.9%	-41.0%
老年人口(65歳以上)	4,544	4,925	5,009	4,809	4,623	4,375	4,253	-6.1%	-13.6%
比率(老年:生産年齢)	2.0	1.6	1.5	1.4	1.3	1.3	1.1	-18.8%	-31.3%
年齢階層:構成比	平成22年(2010)	平成27年(2015)	令和2年(2020)	令和7年(2025)	令和12年(2030)	令和17年(2035)	令和22年(2040)	増減率	増減率
年少人口(0~14歳)	12.9%	12.1%	11.2%	10.2%	9.7%	9.4%	9.2%	-19.6%	-23.6%
生産年齢人口(15~64歳)	58.2%	54.6%	52.9%	52.7%	51.6%	50.6%	48.1%	-5.4%	-11.9%
老年人口(65歳以上)	28.9%	33.1%	35.9%	37.1%	38.7%	40.0%	42.7%	16.8%	29.0%

※平成22(2010)~平成27(2015)年の合計には年齢不詳を含む。
数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆ 図表 3-9 坂城町における総人口の将来推計（坂城町人口ビジョン）



◆ 図表 3-10 坂城町における総人口の将来推計・展望（坂城町人口ビジョン）



2 財政状況

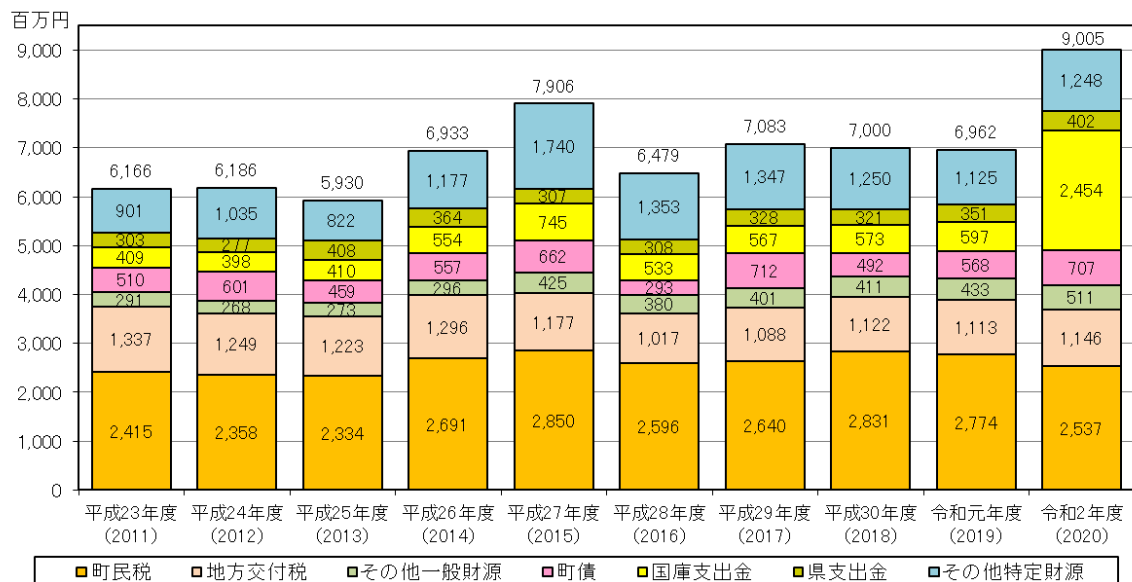
(1) 歳入の状況

平成27(2015)年度の79億円を除けば、令和元年(2019)年度まで概ね60~70億円前後で推移していましたが、令和2(2020)年度における歳入総額は90億円となっており、前年度と比べて29.4%の増加となっています。

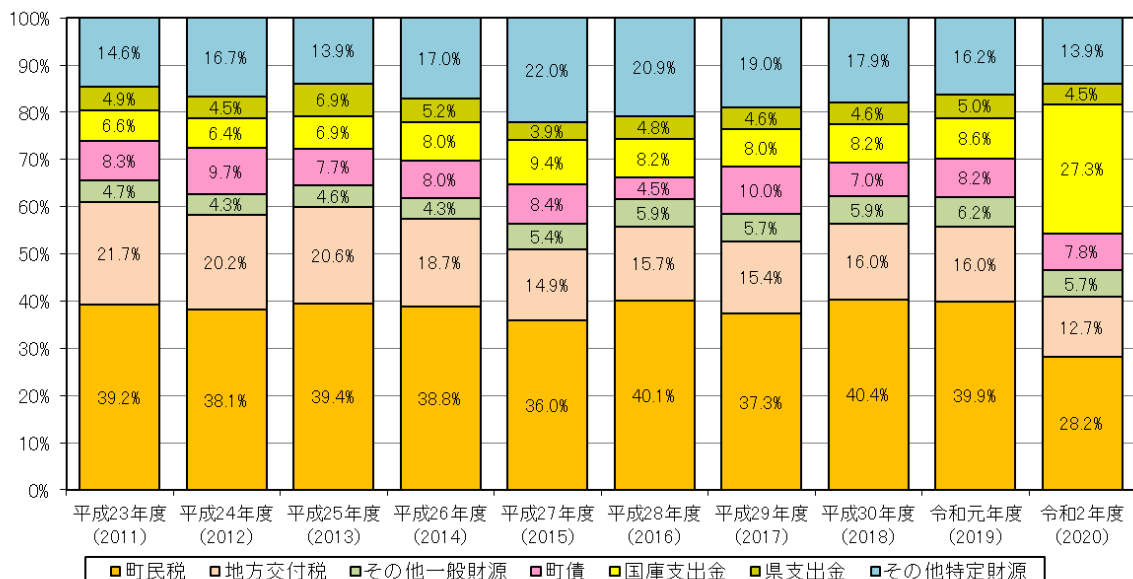
歳入の内訳をみると、令和2(2020)年度の国庫支出金は歳入全体の27.3%を占め前年度と比べて311.1%増加しています。町民税収入は平成30年(2018)年度以降減少傾向にあり、令和2(2020)年度の町民税収入は25.4億円で、歳入に占める町民税の割合は28.2%となっています。今後、高齢社会が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、町民税への影響が懸念されます。一方地方交付税は、平成23年度以降概ね12億円前後であり、令和2(2020)年度で歳入全体の12.7%を占めています。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として国が実施した特別定額給付金の支給に係る財源として、例年に比べ、国庫支出金が大きく増加しています。

◆図表 3-11 歳入決算額の推移 (普通会計 (一般会計))



◆図表 3-12 歳入決算額構成比の推移 (普通会計 (一般会計))



注: 数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(2) 歳出の状況

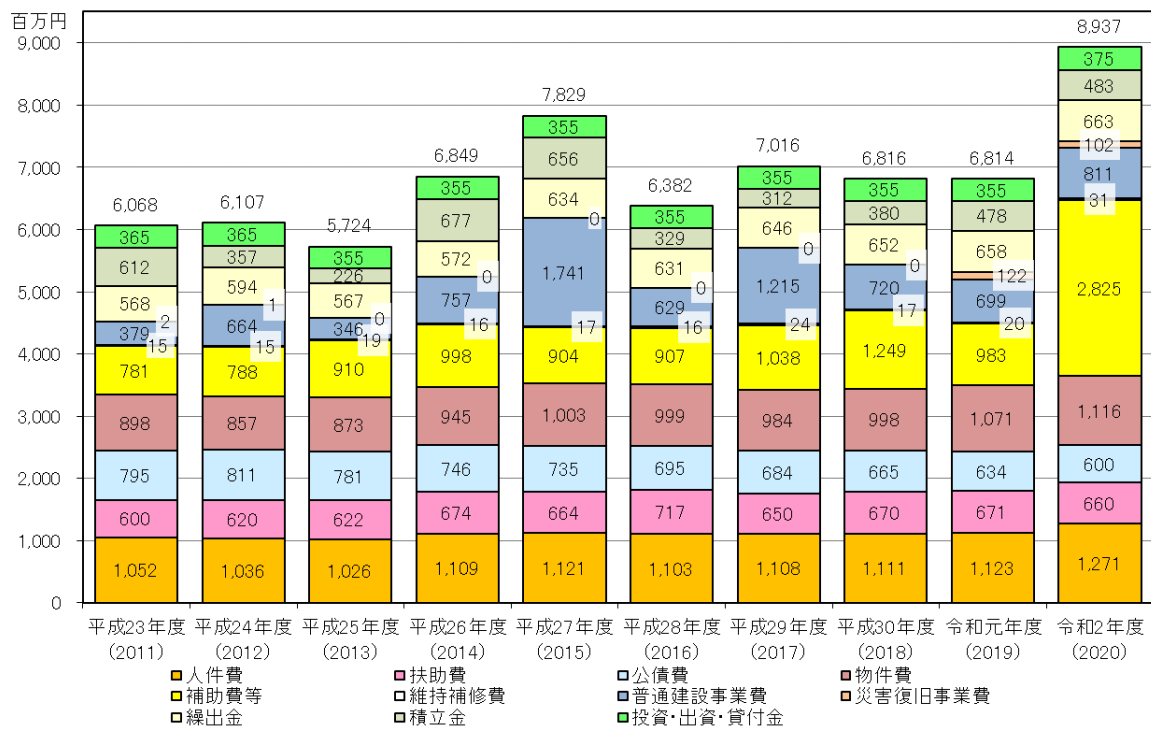
義務的経費のうち人件費は平成28（2016）年度以降若干増加傾向、公債費は若干減少傾向にあり、社会保障関係の扶助費は平成26（2014）年度以降ほぼ横ばいで推移していますが、高齢化の進展により、今後も医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。

経常的経費（物件費・補助費等・補維持補修費）のうち補助費等は、前年度と比べて187.4%増加しています。

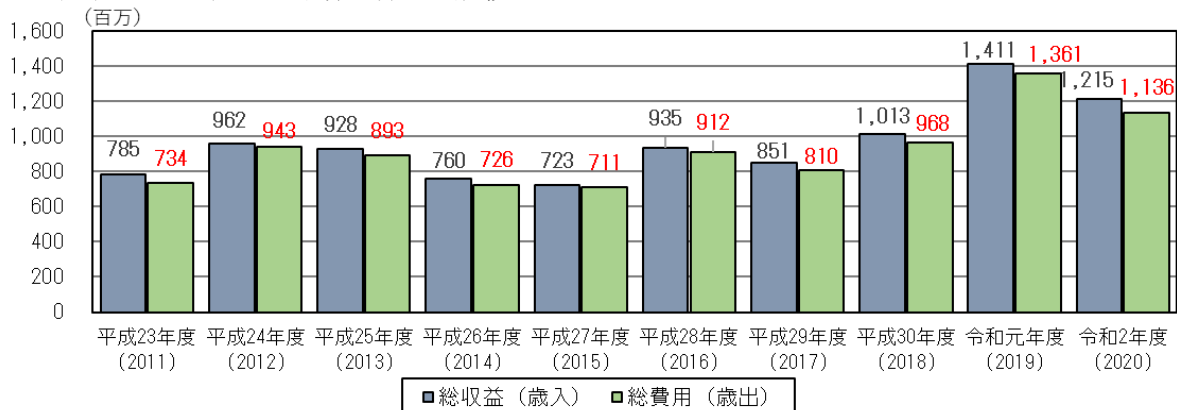
投資的経費（普通建設事業費・災害復旧事業費）は、年による変動はみられるものの、今後は国道18号バイパス関連事業や新たな工業団地の造成、更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。

また、平成23（2011）年度以降の下水道事業会計における総収益（歳入）及び総費用（歳出）の推移をみると、各年総収益（歳入）が総費用（歳出）を上回っており、平成30（2018）年度まではおおむね7億円～10億円で推移していましたが、令和元（2019）年度以降増加し、おおむね10億円～14億円の財政規模で推移しています。
※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として国が実施した特別定額給付金の支給に要する経費として補助費等が通常に比べ大きく増加しています。

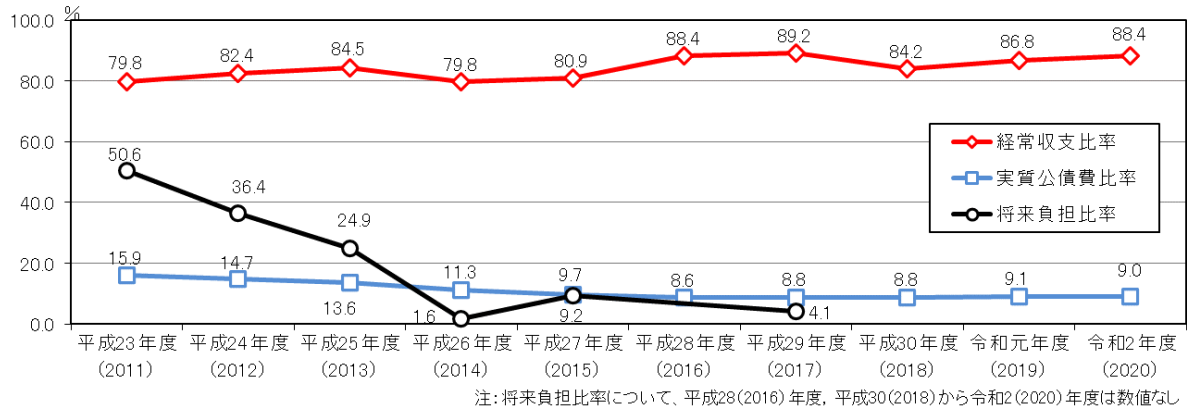
◆ 図表 3-13 歳出決算額の推移（普通会計（一般会計））



◆ 図表 3-14 下水道事業会計の推移



◆ 図表 3-15 財政指標

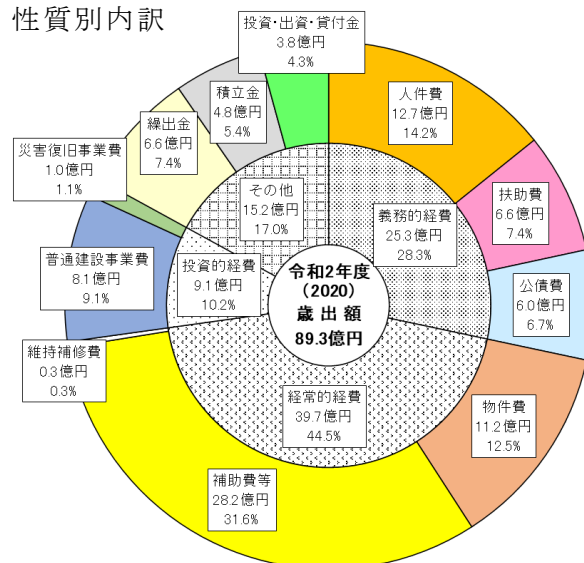


(3) 歳出決算額の性質別内訳

令和2(2020)年度の歳出総額は89.3億円であり、人件費や扶助費などの義務的経費は25.3億円、物件費などの経常的経費は39.7億円、普通建設事業費などの投資的経費は9.1億円となっています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として国が実施した特別定額給付金の支給に要する経費として補助費等が通常に比べ大きく増加しています。

◆ 図表 3-16 令和2(2020)年度の歳出決算額の性質別内訳



注: 数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

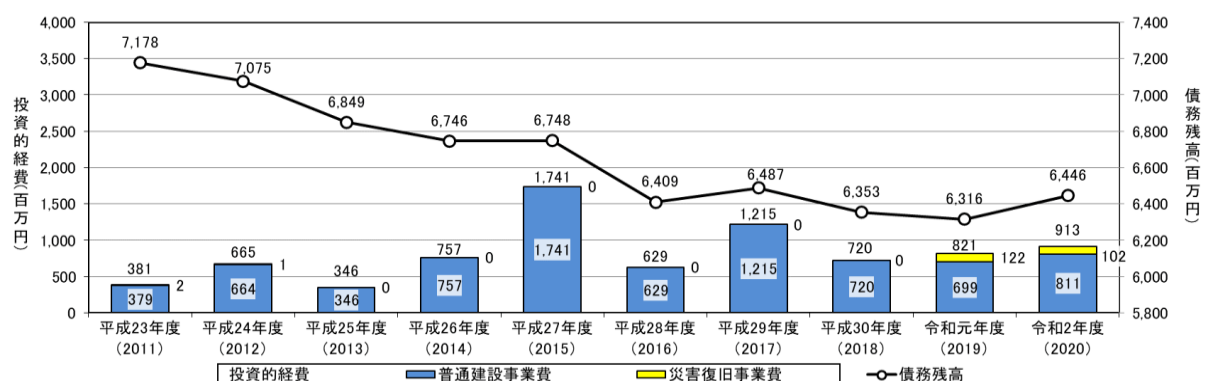
(4) 投資的経費と地方債残高

投資的経費は、年によって増減があり、南条小学校等の建設事業費により平成27(2015)、29(2017)年度は他の年と比べ多くなっていますが、その他の年度は概ね3~9億円の間で推移しており、令和2(2020)年度は8.1億円となっています。

災害復旧費は、令和元(2019)年度に東日本台風(台風19号災害)被害に対する復旧事業の実施により皆増しています。

町の借金にあたる債務残高は、平成23(2010)年度は約72億円でしたが、令和2(2020)年度は約64億円で10%ほど圧縮していますが、前年度と比べて2.1%増加しています。

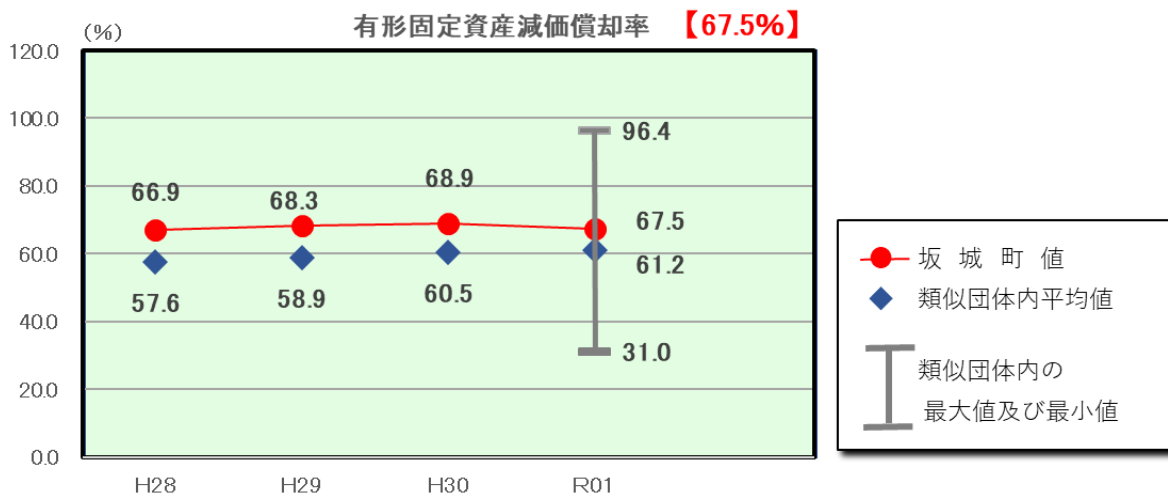
◆ 図表 3-17 投資的経費と地方債残高の推移



(5) 有形固定資産減価償却率の推移

本町では、更新時期を迎えた公共施設を複数所有していることから、令和元年度の有形固定資産減価償却率は67.5%であり、類似団体平均(61.2%)や長野県平均(60.9%)よりも高い水準にあります。今後法定耐用年数の到達とともに更に償却率が高くなることが予想されますが、各個別施設計画に基づき、計画的に施設の更新・除却・維持管理を行っていく予定であることから、当該減価償却率は徐々に下がっていくものと推測されます。

◆図表 3-18 有形固定資産減価償却率の推移
(長野県 令和元年度市町村財政状況資料集)



3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことから、自主財源となる町民税への影響が懸念されます。

また、比較的安定した歳入を確保していますが、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費は若干増加、公債費は若干減少、扶助費はほぼ横ばいで推移している状況で、今後、少子高齢化に伴う福祉施策の充実のための社会保障費や公共施設の老朽化に伴う改修工事費など財政需要の増加が見込まれています。

以上のことから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有総量の維持・縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

また、国・県が実施する財政的、技術的支援の活用、町債の適正運営と交付税措置のある有利な起債(公共施設等適正管理推進事業債等)の活用、新しい課税客体の創出により、財源の確保を図るとともに、町独自の施策を継続しコスト削減等を図る必要があります。

第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物の現状

(1) 公共建築物の保有状況

本町の公共建築物の保有状況は以下のとおりです。分類については、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設更新費用試算ソフト」(以下、総務省提供ソフトという。)の分類表を基本に整理しています。

本町が保有する公共建築物の延床面積の合計は75,901.91㎡であり、その内訳は、学校教育施設が38.6%と最も多く、次いで町営住宅が15.2%、行政系施設が9.2%と続き、この3分類で全体の約6割を占めていることがわかります。

また、計画策定時(平成28(2016)年度)と比較して、施設の増減数は2施設減少しましたが、延床面積では1,390.77㎡増加しています。

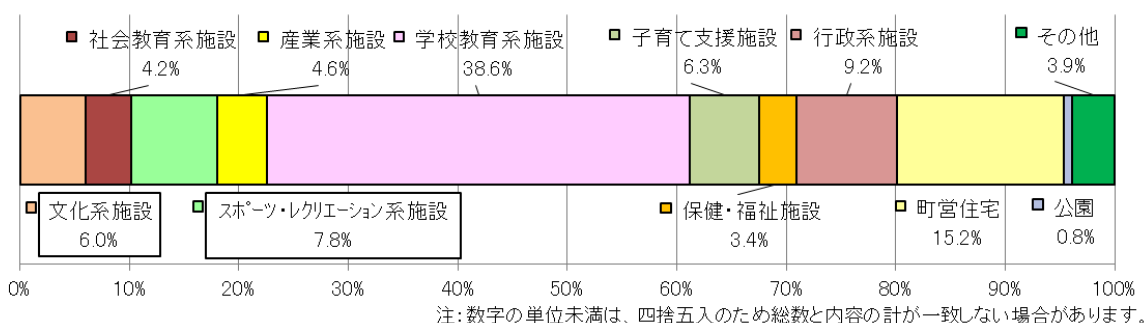
なお、町民一人当たりでは約5.4㎡^{*}となっています。

^{*}一人当たりの面積は、令和2(2020)年国勢調査

◆ 図表 4-1 公共建築物の保有状況

大分類	中分類	策定時平成28年度(2016)		令和2年度(2020)		増減		増減の主な理由
		施設数(棟)	延床面積(㎡)	施設数(棟)	延床面積(㎡)	施設数(棟)	延床面積(㎡)	
文化系施設	集会施設	16	4,708.07	15	4,549.09	△1	△158.98	南条集会所:解体による減
社会教育系施設	図書館	3	1,043.93	2	1,027.23	△1	△16.70	
	博物館等	13	2,163.11	13	2,163.11	0	0.00	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	2	2,686.30	2	2,686.30	0	0.00	
	レクリエーション施設・観光施設	7	518.64	7	930.09	0	411.45	さかき地場産直売所、休憩施設(鉄のほそ道)
	保養施設	4	2,286.40	4	2,286.40	0	0.00	
産業系施設	産業系施設	7	3,495.63	7	3,495.63	0	0.00	
学校教育系施設	学校	31	27,732.30	33	27,833.12	2	100.82	
	その他教育施設	5	2,144.33	2	1,500.79	△3	△643.54	食育・学校給食センター等:解体による減
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	3	3,988.53	3	3,988.53	0	0.00	
	幼児・児童施設	3	689.70	3	763.85	0	74.15	南条児童館(旧):大分類変更による減 南条児童館:建設による増(南条集会所跡地)
保健・福祉施設	高齢福祉施設	4	1,795.56	4	1,795.56	0	0.00	
	障害福祉施設	1	238.61	1	238.61	0	0.00	
	保健施設	2	556.42	2	556.42	0	0.00	
行政系	庁舎等	6	4,938.14	6	4,938.14	0	0.00	
	消防施設	22	1,334.48	21	1,355.70	△1	21.22	
	その他行政系施設	6	733.54	4	698.80	△2	△34.74	町横尾分散局:譲渡による減 村上分散局:解体による減
町営住宅	町営住宅	33	11,540.04	33	11,540.04	0	0.00	
公園	公園施設	8	359.74	11	613.43	3	253.69	びんぐしの里公園:便所の解体による減、屋外ステージ、駐車場トイレ等の新設による増
その他	その他	13	1,557.67	14	2,941.07	1	1,383.40	南条児童館(旧):大分類変更による増 上平旧久保邸:贈与による増 東町金井建物:解体による減
合計		189	74,511.14	187	75,901.91	△2	1,390.77	

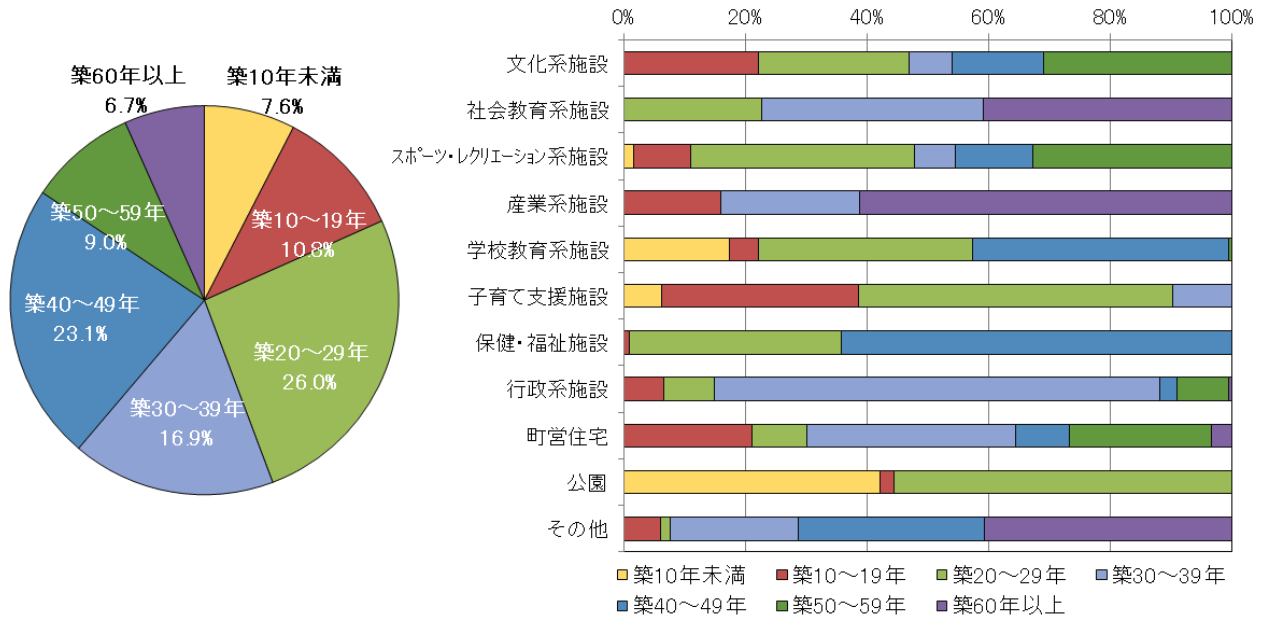
◆ 図表 4-2 公共建築物延床面積の割合



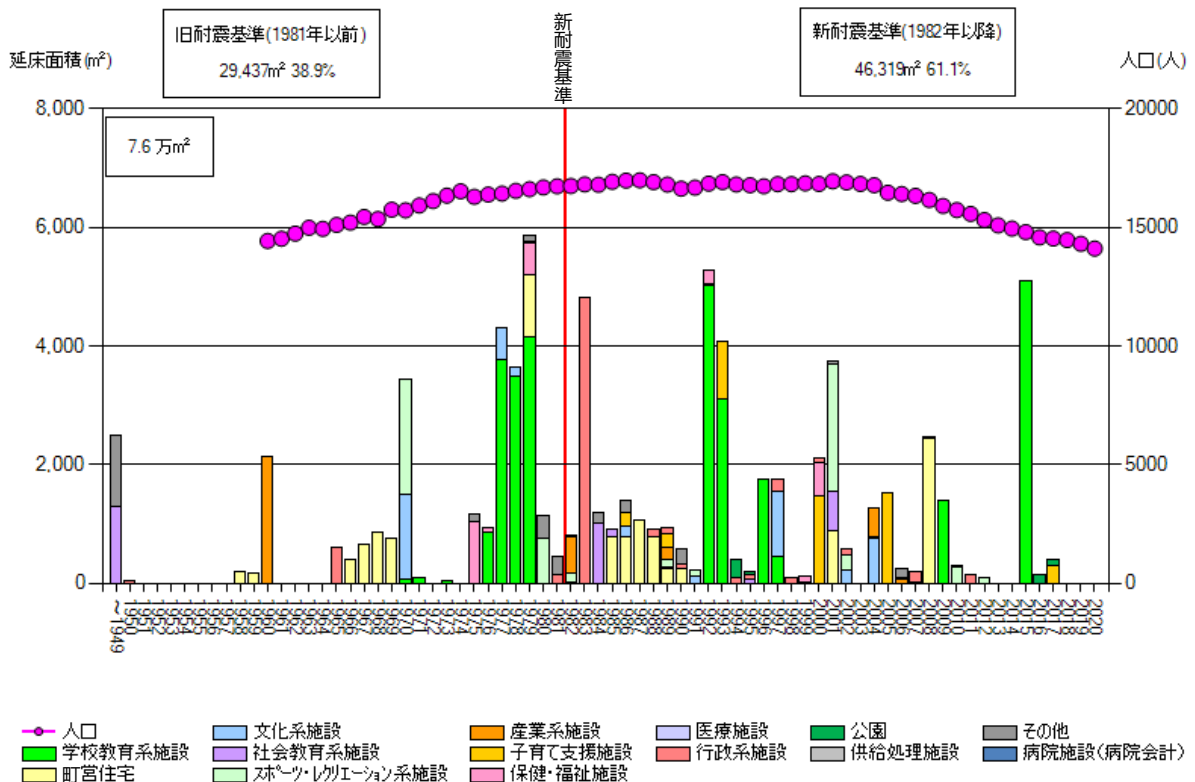
(2) 築年別整備状況

平成2(1990)年以前に建設され、すでに30年以上経過している施設(延床面積ベース)は全体の55.7%、10年後に30年以上経過となる施設割合は81.7%となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となります。

◆ 図表 4-3 建築年別延床面積の割合



◆ 図表 4-4 建築年度別延べ床面積の状況

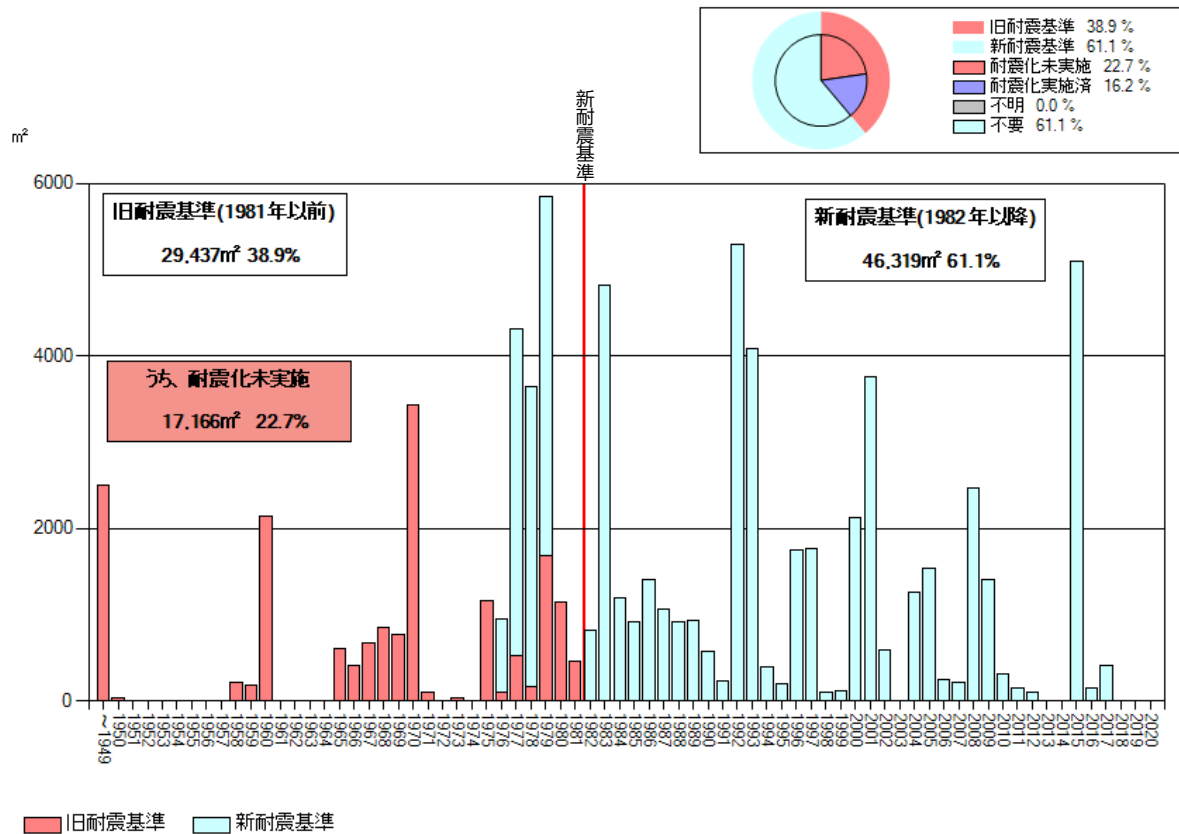


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の61.1%が新耐震基準による整備、残りの38.9%が昭和56（1981）年以前の旧耐震基準により建築された施設であり、その内の16.2%が耐震化を実施済みであるため、全体の約8割の施設が地震において想定建物被害に対する耐震性を有しています。

引き続き使用していく耐震化未実施の施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆ 図表 4-5 耐震化実施状況



2 インフラ施設の状況

(1) インフラ施設の現状

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

本町の主なインフラ施設は、町道延長が 263.6km、橋りょうが 159 橋、公園が 7カ所、下水道管路延長が 119.9km、農道が 13.3 km、林道が 31.8 km、林道橋りょうが 1 橋となっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

◆図表 4-6 インフラ施設の保有状況

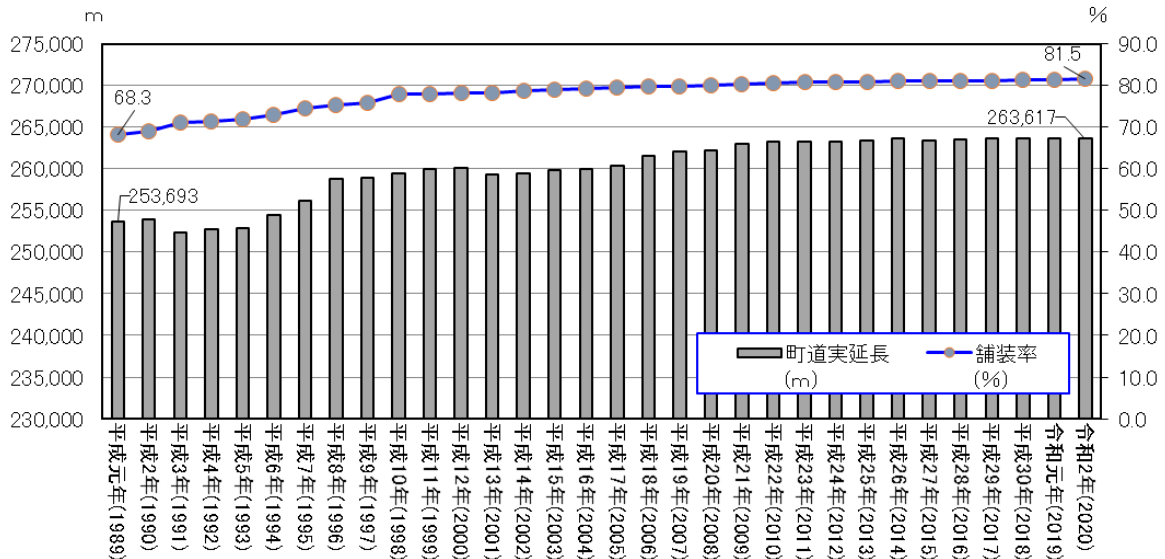
種別	主な施設	平成28年度 (2016)	令和2年度 (2020)	増減
		施設数	施設数	
道路	道路延長	263,422m	263,617m	195m
	1級町道	18,919m	18,919m	0m
	2級町道	26,751m	26,750m	△1m
	その他町道	217,752m	217,948m	196m
橋りょう	橋りょう数	160橋	159橋	△1橋
下水道	管路総延長	105,145m	119,958m	14,813m
公園	地区公園	1箇所	1箇所	0
	近隣公園	1箇所	1箇所	0
	風致公園	2箇所	2箇所	0
	街区公園	3箇所	3箇所	0
農業施設	農道延長	13,324m	13,324m	0m
	水路延長	46,700m	46,700m	0m
	頭首工	46箇所	46箇所	0
	ため池	15箇所	15箇所	0
	揚水機場	8箇所	8箇所	0
林道施設	林道延長	31,841m	31,841m	0m
	林道橋りょう数	1橋	1橋	0

橋梁：工事等に伴い撤去が行われた橋梁 2 橋、新たに認定された橋梁 1 橋

ア. 道路

町道の実延長は、263,617mあり、舗装率は 81.5%の整備となっています。舗装率は、平成元（1989）年の 68.3%から 13.2%上昇しています。推移については、平成元（1989）年の 253,693mから 9,924m（3.9%）延びています。

◆ 図表 4-7 道路の年度別整備状況

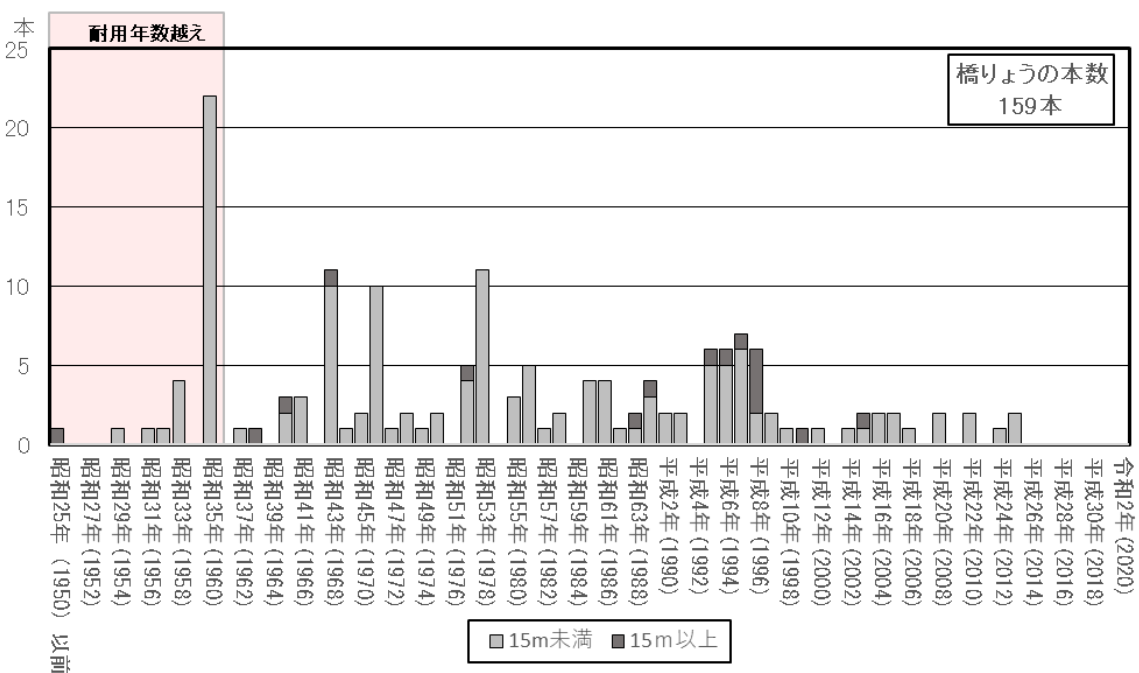


イ. 橋りょう

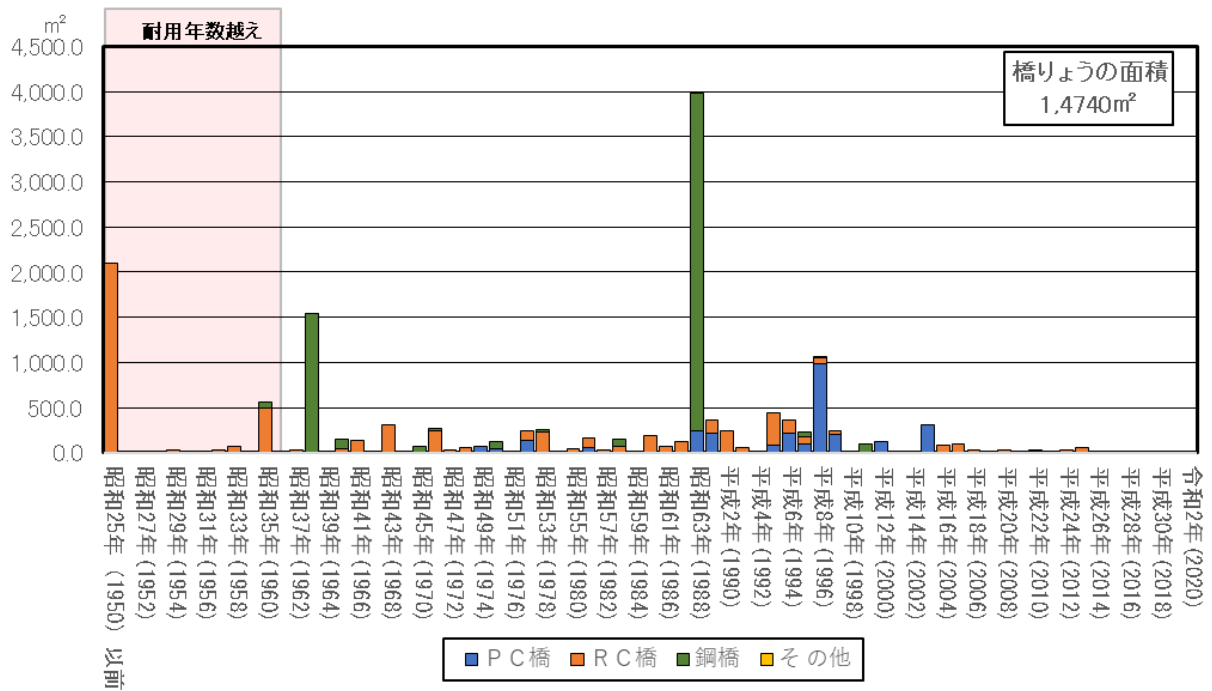
橋りょうについては、耐用年数の 60 年を超えているものが 30 橋、供用年数が 50 年から 59 年が 22 橋、40 年から 49 年が 35 橋、30 年から 39 年のものが 25 橋、供用年数が 30 年を超えるものは 112 橋で全橋りょうの 70.4%を占めております。

今後、橋りょうの老朽化による安全性の低下及び将来の大幅な更新費用の増加が予測されるため、これらの費用を可能な限り縮減しつつ計画的に長寿命化していくことが不可欠となります。

◆ 図表 4-8 橋りょうの年度別整備数



◆ 図表 4-9 橋りょうの構造別年度別整備面積

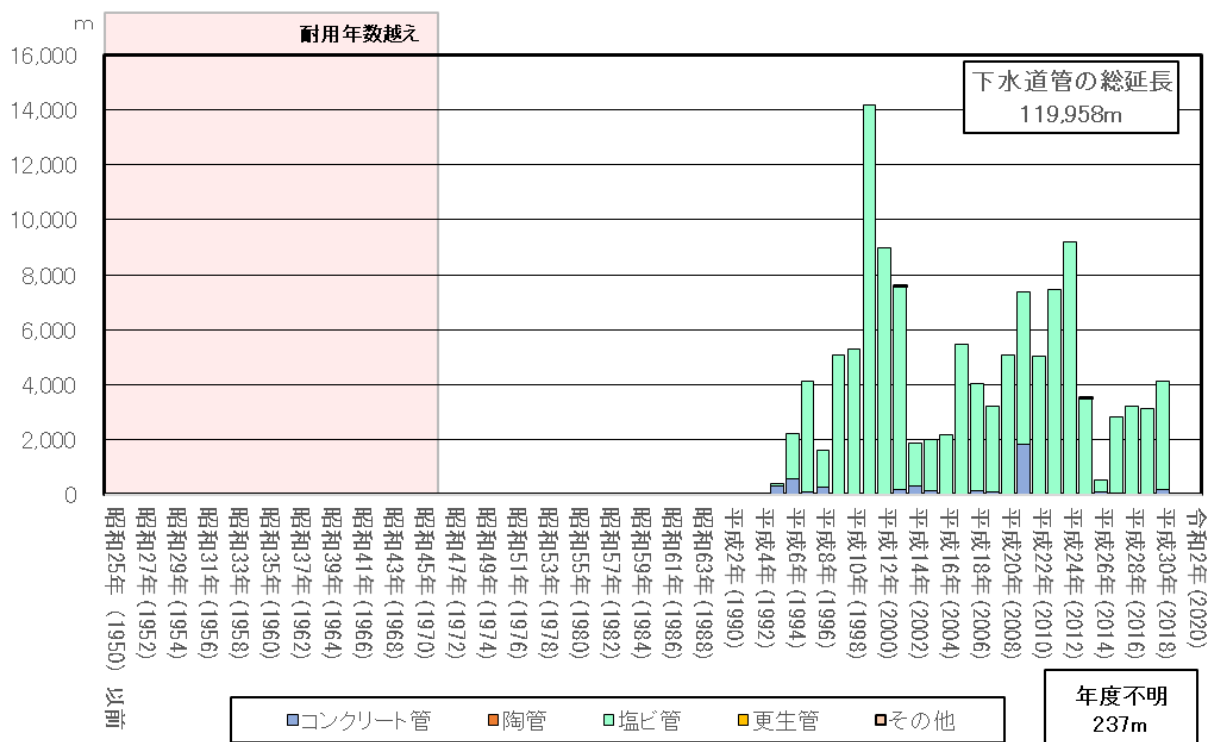


ウ. 下水道

町が管理する下水道管の総延長は 119,958m となっています。

下水道管の老朽化の状況を見ると、現在のところ更新年数の 50 年を経過しているものはなく、最も早いもので 22 年後の令和 24 年(2042 年)に達する見込みです。

◆ 図表 4-10 下水道管の年度別整備状況



エ. 公園

町が管理する都市公園の整備状況は、7箇所、面積 17.89 ha であり、町民一人当たり都市公園面積は約 13 m²となっています。

◆図表 4-11 都市公園整備状況

公園名	種別	供用年度	面積 (m ²)
びんぐしの里公園	地区公園	平成6(1994)年度	165,688.04
吉野健康広場 (吉野記念公園)	風致公園	平成2(1990)年度	5,679.00
こんぴらミニパーク	風致公園	平成7(1995)年度	1,961.28
ふれあいパーク	街区公園	昭和63(1988)年度	1,467.00
シンフォニックヤード	街区公園	昭和63(1988)年度	680.00
わんぱく広場	街区公園	昭和63(1988)年度	997.00
さかき千曲川バラ公園	近隣公園	平成18(2006)年度	2,458.00
合計	7箇所		178,930.32

※面積は資産台帳 (吉野健康広場 (吉野記念公園) は借地)

オ. 農業・林道施設

農業用施設は、坂城町及び土地改良区、水利組合にて管理・所管している土地改良施設等で主な施設は水路 (46,700m)、農道 (13,324m)、頭首工 (46 箇所)、ため池 (15 箇所)、揚水機場 (8 箇所) となっています。

林道については、延長 31,841m、林道施設は林道橋 1 施設であり、その建設時期は、昭和 53 年で、供用年数は 42 年となっています。

3 過去に行った対策の概要 (公共建築物の削減)

計画策定時の平成 28 (2016) 年度から令和 2 (2020) 年度にかけて 8 施設、延床面積で 946.62 m²削減しています。

◆図表 4-12 削減施設一覧

連番	施設名称	延床面 (m ²)	建築年度	対策実施年度	対策
1	南条集会所	158.98m ²	昭和51(1976)年度	平成29(2017)年度	除却
2	学校給食センター	643.54m ²	昭和48年度(1979)	令和元(2019)年度	除却
3	旧消防詰所(第2分団) (建て替え)	63.80m ²	昭和50年度(1981)	令和元(2020)年度	除却
4	町横尾分散局(地域情報通信施設)	23.04m ²	平成5(1993)年度	令和元(2019)年度	譲渡
5	村上分散局(地域情報通信施設)	11.70m ²	平成6(1994)年度	令和元(2019)年度	除却
6,7	びんぐし公園: 便所(りんご1,2)	8.30m ²	平成7(1995)年度	平成29(2017)年度	除却
8	東町金井建物	37.26m ²	平成5(1993)年度	令和元(2019)年度	除却

4 将来の更新費用の推計（単純更新）

（1）試算の方法

将来の公共施設等の更新費用の推計は、総務省提供ソフトを活用し、今後40年間、同種、同規模で更新した場合の必要コストを試算しています。

試算結果は、将来想定される費用の概算（おおよその額）を示すものであることから、各種計画や統計資料等の数値とは異なる場合があります。

◆単純更新推計の手法

1. 現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計
2. 公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計
3. 更新単価は、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」分類別更新単価

◆更新の考え方、試算条件

- 【公共建築物】大規模改修：建設後20年（改修期間を1年）
 建 替 え：建設後40年（建替え期間を2年）
 積 み 残 し：建設時より40年以上経過の建替えは、今後10年間で均等に更新すると仮定します。

【道 路】15年で舗装部分の更新（打換え）

- ・舗装の耐用年数10年、舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ15年と仮定します。

【橋りょう】60年で架け替え（法定耐用年数60年）

【下水道管】50年で更新（法定耐用年数50年）

◆更新単価

公共建築物			
施設分類		大規模改修	建替え
文化系、社会教育系、産業系施設、医療施設、行政系等施設		10万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他		9万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等、公園		8.25万円/㎡	33万円/㎡
公営住宅		7万円/㎡	28万円/㎡
道路			
一般道路	4,700円/㎡	自転車歩行者道路	2,700円/㎡
橋りょう			
総面積あたり		448千円/㎡	
P C橋、R C橋、石橋、その他		425千円/㎡	鋼橋 500千円/㎡
下水道			
管 径			
～250mm未満	61千円/m	251～500mm以下	116千円/m
501～1,000mm未満	295千円/m	1,001～2,000mm以下	749千円/m

(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

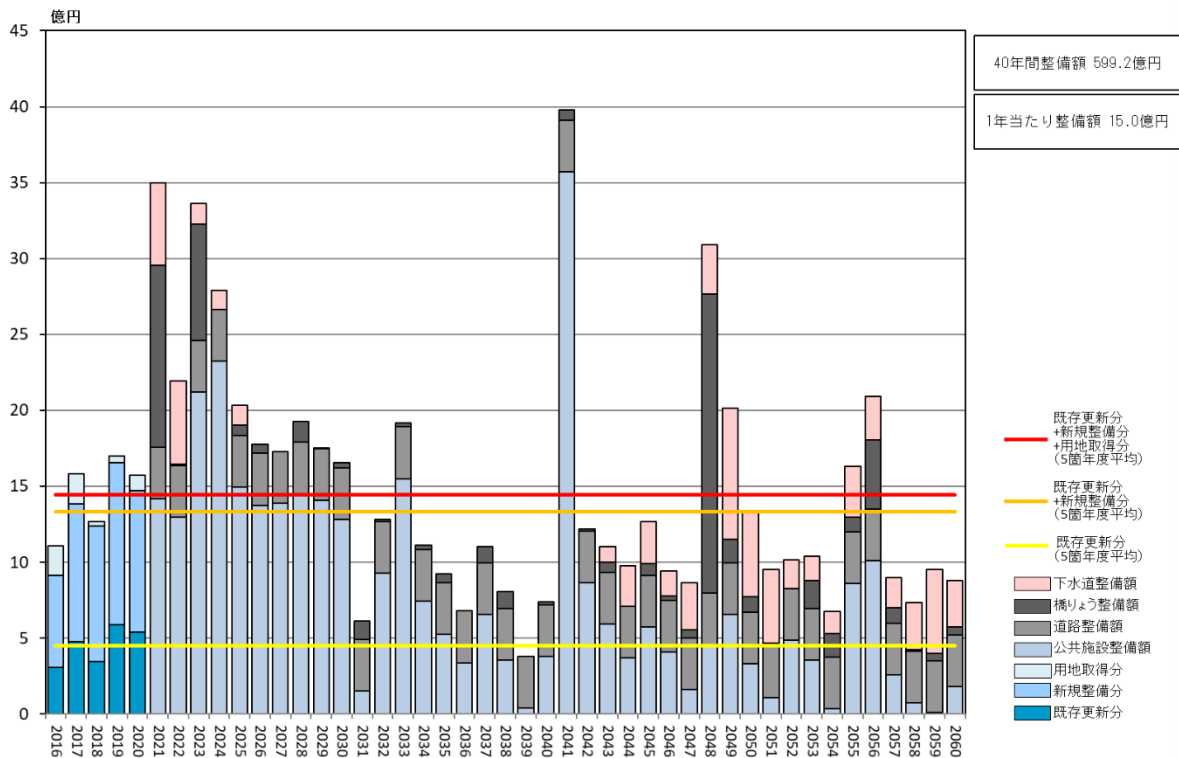
総務省提供ソフトを活用し、今後40年間、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、更新費用の合計は40年間で599.2億円、年平均で15.0億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均と比較して約1.0倍になります。

◆図表 4-14 更新費用の推計

種別	過去5年実績 (単年平均A)	更新費用の推計		倍率 B/A
		40年累計	(単年平均B)	
公共建築物	4.74億円	326.1億円	8.2億円	1.7
インフラ施設	9.72億円	273.2億円	6.8億円	0.7
道路	2.03億円	135.9億円	3.4億円	1.7
橋りょう	1.74億円	64.2億円	1.6億円	0.9
下水道	5.96億円	73.1億円	1.8億円	0.3
合計	14.46億円	599.2億円	15.0億円	1.0

注：四捨五入の関係により、各項目の値の合計値が一致しない場合がある。

◆図表 4-15 将来の更新費用の推計（公共建築物及びインフラ施設）

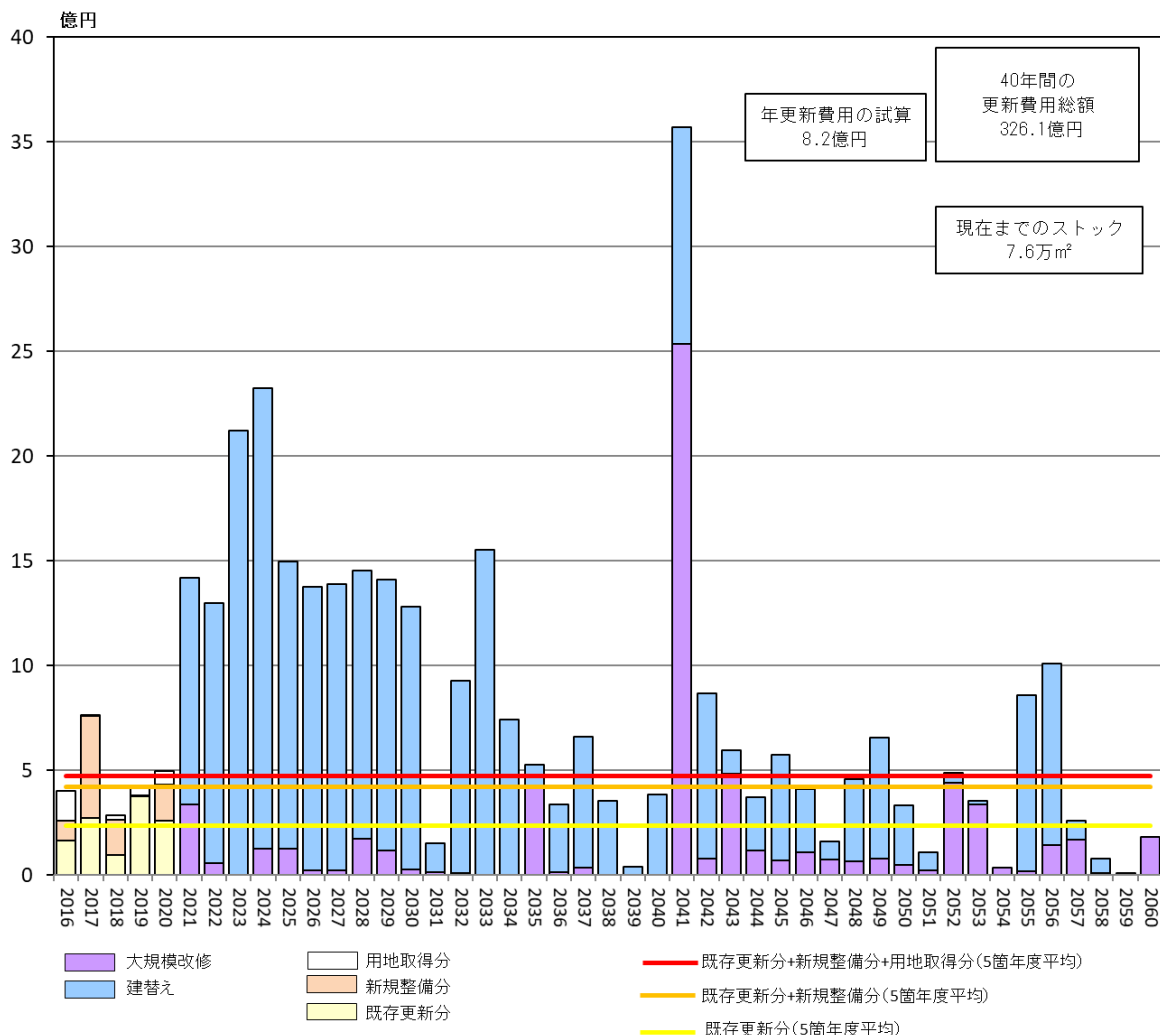


(3) 公共建築物の将来の更新費用の推計

大規模改修は建設後 20 年、建替えは建設後 40 年と仮定して、公共建築物について、今後 40 年間に必要となる改修・更新費用を試算した結果、その総額は約 326.1 億円となります。

今後 40 年間の年平均では約 8.2 億円となり、過去 5 年間の公共建築物に係る投資的経費の平均 4.7 億円の約 1.7 倍の予算が必要となることとなりますが、今後、人口の減少や少子高齢化が進み、扶助費など社会保障関連経費の増加が想定される中、全ての公共建築物を将来にわたり維持していくために、この経費を確保し続けることが課題となってきます。

◆ 図表 4-16 公共建築物の将来の更新費用の推計

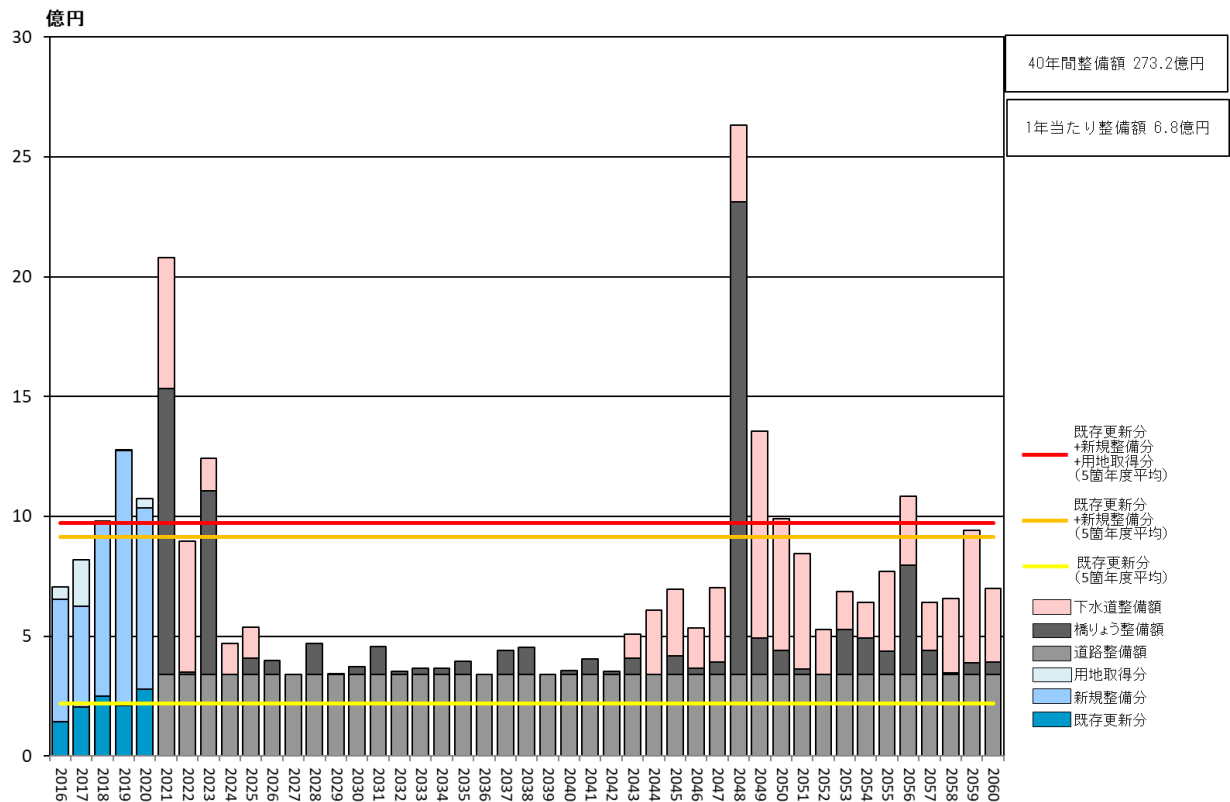


(4) インフラ施設の将来の更新費用の推計

今後 40 年間このままインフラ施設を全て保有し続けた場合に、必要なコストを公共建築物と同様に一定の条件のもとで試算したところ、インフラ施設全体では 40 年間で約 273.2 億円、年平均で約 6.8 億円となり、これまでの投資的経費の約 0.7 倍となります。

このように、インフラ施設全てを更新していくには、更新時期の分散化などが必要となります。

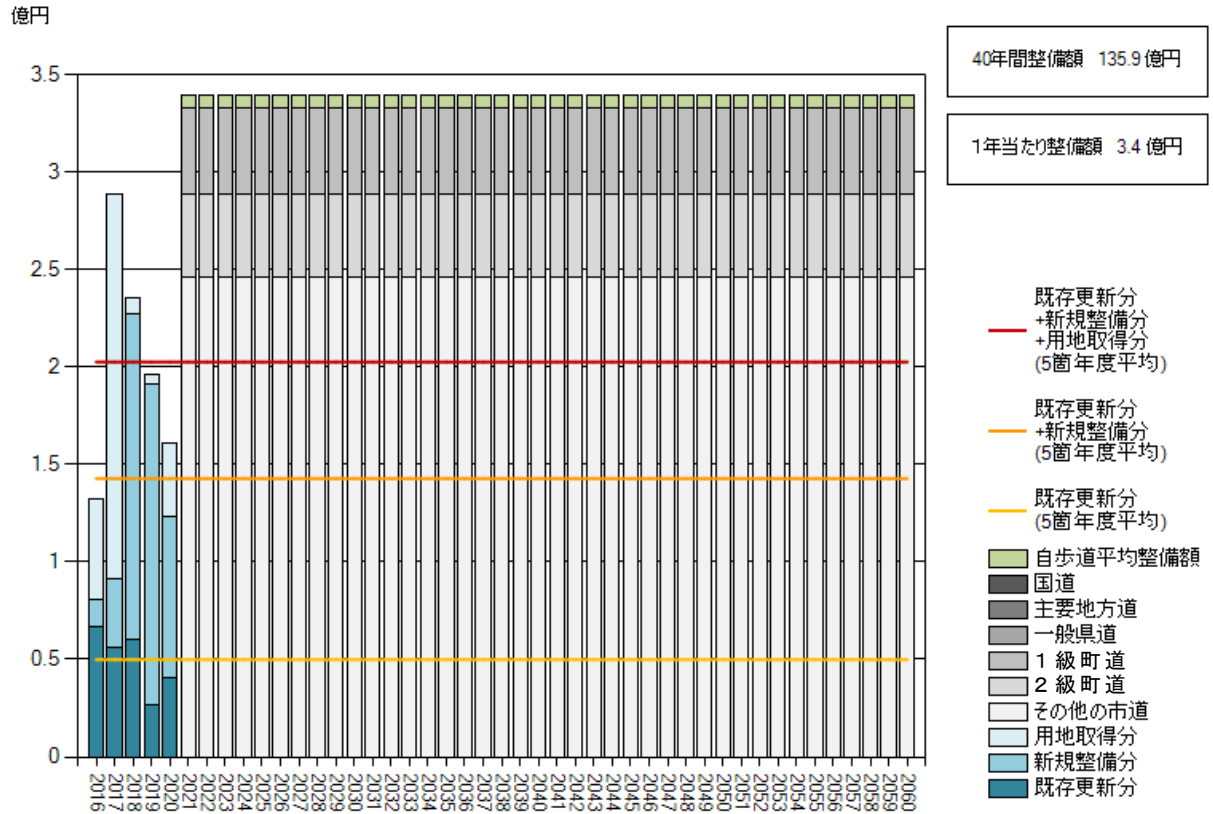
◆ 図表 4-17 インフラ施設の将来の更新費用の推計



ア. 道路

舗装の耐用年数を15年と仮定して、町道面積（110.0万㎡）を更新年数の15年で割った面積を、1年間の舗装部分の打換え量として試算した結果、今後40年間に必要となる更新費用の総額は約135.9億円となり、40年間の平均では年間約3.4億円となります。

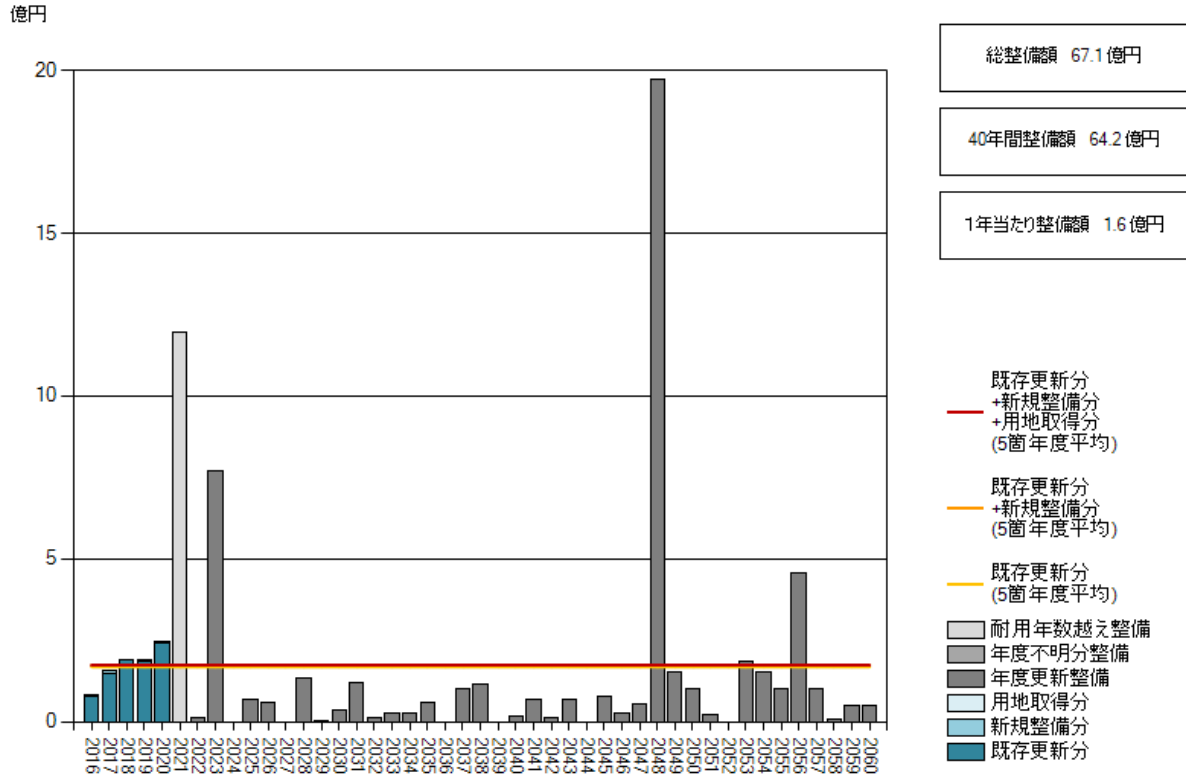
◆図表 4-18 総面積による町道の将来の更新費用の推計



イ. 橋りょう

橋りょうの耐用年数を60年と仮定して、町が管理する159橋について、現状規模のまま更新（架替え）費用を試算した結果、総額は約67.1億円、今後40年間で必要となる更新費用は約64.2億円となり、40年間の平均は年間約1.6億円となります。

◆ 図表 4-19 構造別年度別橋りょうの将来の更新費用の推計

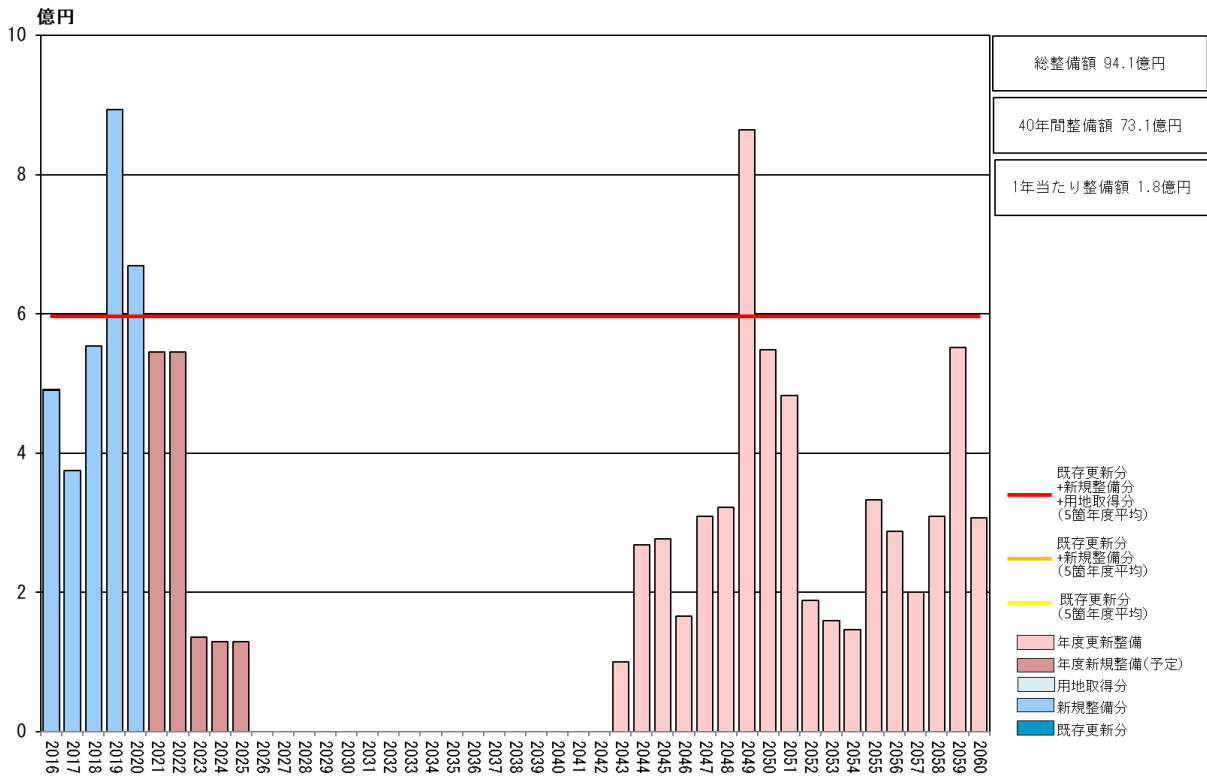


ウ. 下水道

下水道の耐用年数を50年と仮定して、町が管理する下水道管総延長(119,958m)について、現状規模のまま更新費用を試算した結果、総整備額は約79.3億円となります。また、令和3年以降に予定されている新規工事にかかる事業費は約14.8億円であり、これを含めた総整備額は、約94.1億円となります。

今後40年間で更新に必要な整備額は約73.1億円となり、40年間の平均では年間約1.8億円となります。

◆ 図表 4-20 下水道管の将来の更新費用の推計



(5) 人口減少による将来負担コスト増

一定の条件のもとに試算を行った将来コストの概算では、今後、施設の老朽化に伴う大規模改修や建替え、道路、橋りょう、下水道のインフラ施設の更新に必要な費用総額が、現状の投資的経費の規模を若干上回る結果となっています。

令和2(2020)年の公共建築物の保有面積は約7.6万㎡で、町民一人当たり約5.4㎡を保有しており、過去5年間における町民一人当たりの投資的経費は、年平均33,847円です。

現在の保有面積を今後も維持した場合、人口減少の影響も考慮すると令和12(2030)年には一人当たり60,117円となり、実質的に現行の約1.8倍の負担となる計算になります。

インフラ施設においては、橋りょう、下水道は大きな負担増は見込まれていませんが、道路については、仮に今後新規に道路建設を行わず、これまで整備した道路の維持更新のみとしても、一人当たり年間維持更新費は14,498円から24,927円にまで負担の増加が見込まれます。

また、公共建築物とインフラ施設を合わせると、一人当たり103,256円から109,970円となり、現行の約1.1倍の負担となる計算になります。

インフラ施設は、使用方法の変更は難しい施設であるため、技術的な部分で工夫し、更新費用を低減していく必要があります。本町の道路については「舗装長寿命化修繕計画」を平成30(2018)年11月に、橋りょうについては「坂城町橋梁長寿命化修繕計画(第2期)」を令和2(2020)年1月に策定し、長寿命化への取組みを始めていますが、今後も国などが示す点検・工事の基準や技術に従い、長寿命化を図るとともに、費用にかかる支援制度を最大限利用しながら、取り組んでいく必要があります。

◆図表 4-21 人口減少を考慮した将来負担

		既往実績		推計		倍率 B/A
		単年平均		単年平均		
種別		過去5年実績	1人あたりA	今後40年	1人あたりB	
人口		令和2(2020)年	14,004人	令和12(2030)年	13,640人	
投資的 経費	公共建築物	4.74億円	33,847円	8.2億円	60,117円	1.8
	道路	2.03億円	14,496円	3.4億円	24,927円	1.7
	橋りょう	1.74億円	12,425円	1.6億円	11,730円	0.9
	下水道	5.96億円	42,488円	1.8億円	13,196円	0.3
合計		14.46億円	103,256円	15.0億円	109,970円	1.1

注1：令和12(2030)年人口は「坂城町人口ビジョン」の将来推計人口(将来展望人口)

注2：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(6) 中長期的な経費の見込み（個別施設計画等反映）

耐用年数経過時に単純更新を行った場合（従来型）と、公共施設等の現況や個別施設計画で示している施設の長寿命化等を図った場合の試算を踏まえた中長期的な維持管理・更新に係る経費の見込み（中長期計画）を作成しました。

躯体の耐用年数まで使う長寿命化型で試算した経費の見込みを踏まえ、各施設ごとに今後の方向性を検討した中長期計画の結果では、今後 10 年間で約 161 億円の経費削減効果が見込まれます。

しかし、今後生産年齢人口の減少により一般財源の減少が見込まれる一方、高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれることから、公共施設等の整備にまわすことができる財源は限られてくるため、国・県の財政支援を戦略的に活用していくことが重要になります。

また、年によって更新費用が突出して負担が集中しないよう、平進化を行うことも必要です。

◆図表 4-22

今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み（単位：百万円）

区分	耐用年数経過時に単純更新した場合 (①)	財源見込み	中・長期計画 (②)	長寿命対策等の効果額 (②—①)	現在要している経費 (過去5年平均)
公共建築物	15,565	地方債 基金等 75~90% 充当	4,142	▲ 11,423	474
インフラ施設(道路)	3,397		445	▲ 2,952	203
インフラ施設(橋梁)	2,274		596	▲ 1,678	174
インフラ施設(下水道)	1,484		1,484	0	596
合計	22,720		6,667	▲ 16,053	1,446

備考

公共建築物：公共施設等個別施設計画、学校施設等長寿命化計画、公営住宅長寿命化計画
 インフラ施設：舗装長寿命化修繕計画、橋梁長寿命化修繕計画、下水道事業経営戦略
 ※道路については、舗装長寿命化修繕計画のシミュレーション結果（年間平均約 44.5 百万円）を基に算出。
 ※下水道については、下水道事業経営戦略の投資・財政計画の今後 5 年間の建設改良費事業費。（下水道長寿命化計画策定予定）

・公園施設長寿命化計画

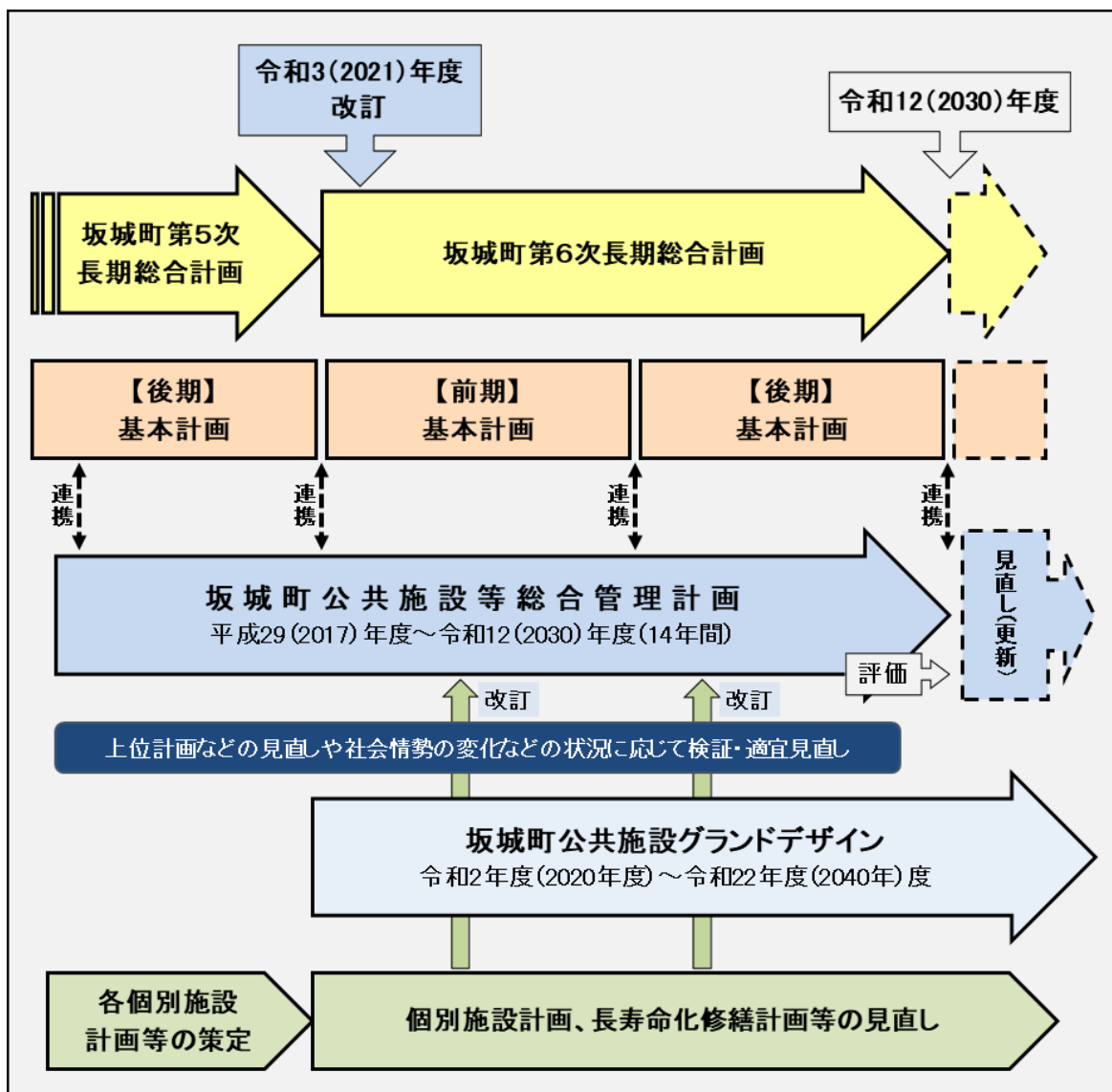
長寿命化計画を策定した公園（7公園）における、平成 27 年から 10 年間の長寿命化対策の実施効果額（単年度あたりのライフサイクルコスト削減額）は 95,000 円を見込んでいます。

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであります。今後40年間を見通しつつ、上位計画である「坂城町長期総合計画」などと連動しながら、平成29(2017)年を開始年度とし、以降令和12(2030)年度までの14年間を対象期間とし、本町を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の状況などの変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。令和12(2030)年度は、10年間を基本的な計画期間とする「坂城町長期総合計画」の第6次計画の最終年次にあたることから、本計画においても令和12(2030)年度を計画の目安として設定しています。

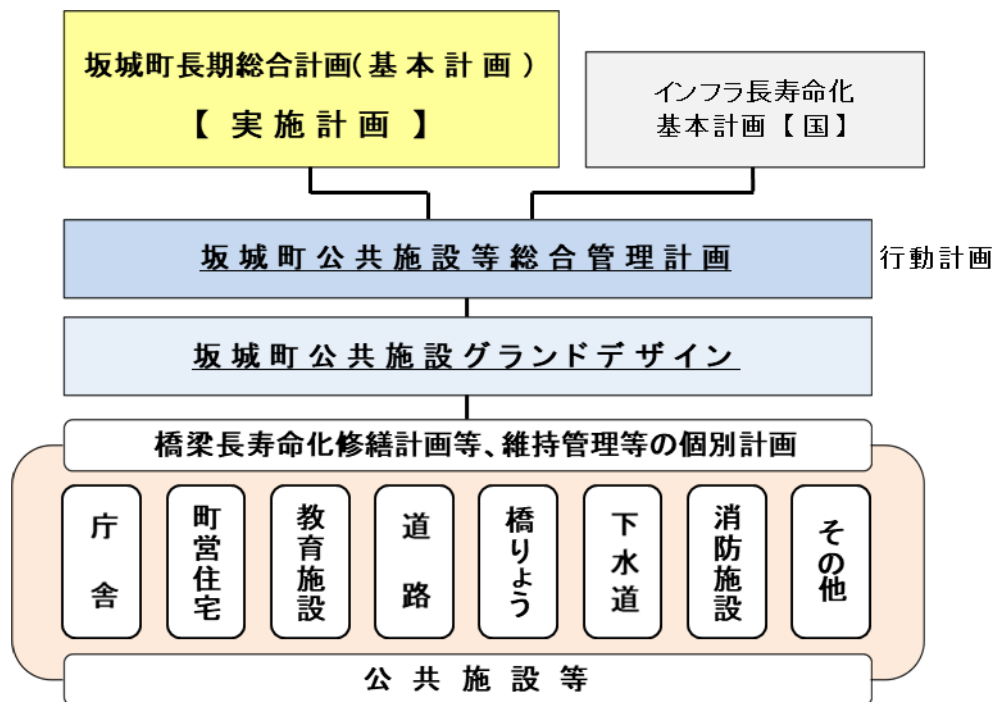
◆図表 5-1 計画期間（坂城町長期総合計画との関係）



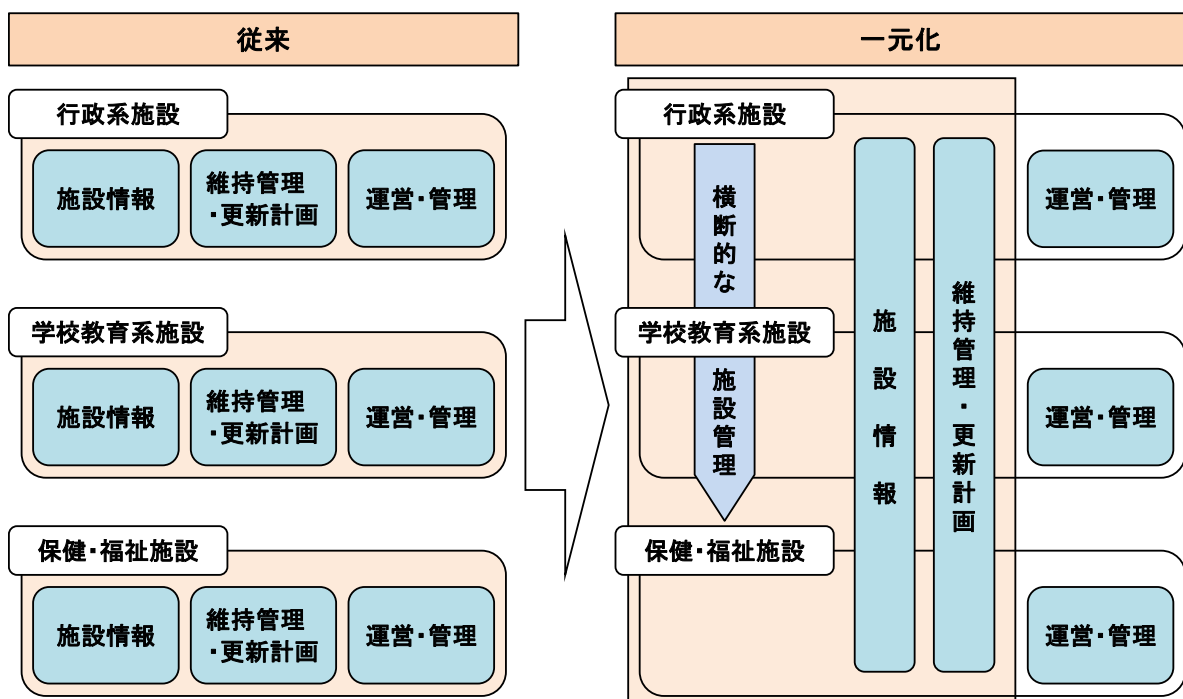
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「坂城町長期総合計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適正な分析・評価を行うとともに、個別施設計画の進捗管理や固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めるなど、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

◆図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 5-3 施設管理の一元化 (イメージ)



3 現状や課題に関する基本認識

①数量の適正性

公共施設等については、人口減少に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、少子高齢化の進行による人口割合の変化により、必要とする公共施設等の種別・設備が変わっていくことも考えられます。

本町全体の人口が減少している中で、公共施設等の数量は、人口に比較して過剰な状況になることが考えられますが、利用ニーズを踏まえ、必要性・妥当性の視点をもって、数量を適正に保つための施策が必要となります。

②品質の適正性

公共建築物のうち築後 30 年以上経過しているものが 55.7%、築 20～29 年が 26.0%で、10 年後には築後 30 年以上経過する建築物が 8 割を超えるため、老朽化や機能の陳腐化が懸念されます。今後、安心・安全な利用に向けて施設の品質を適正に保つためには大規模な改修や更新が必要となります。

③コスト（財務）の適正性

生産年齢人口の減少と高齢化により、町税の減少と扶助費の増加が懸念される中、今後多くの老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。

歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる経費も、年々減少していくことが予想されることから、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要などその必要性を検討したうえで、施設の複合化や統廃合の視点も持ちながら、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

本町では、これまで自律のまちづくりを進める中で、住民サービスの向上や経費の削減等を図ってきました。今後も、既存施設の維持管理に当たっては、ランニングコストの縮減に努め、効果的・効率的な運営を図っていくことが必要です。

4 公共施設等の管理の目標

(1) 公共建築物保有面積の縮減目標

平成 28 (2016) 年度に策定した「総合管理計画」においては、今後人口の減少が予測される中で、計画最終年度 (令和 12 (2030) 年度) の町民一人当たりの施設保有面積を、計画策定時の町民一人当たりの施設保有面積と同等に維持するという観点から、施設の除却・集約化を行うことで、将来の町民一人当たりが負担する施設の維持管理費を抑制することを目的に、令和 12 (2030) 年度までに、本町の施設保有面積を約 10% 削減することを目標として設定しました。

その後、令和 2 (2020) 年度には、「総合管理計画」に基づき、施設ごとの個別実施計画として「坂城町公共施設個別施設計画」及び「坂城町学校施設長寿命化計画」、「坂城町公営住宅等長寿命化計画」等の「個別施設計画」の策定を実施しました。

この「個別施設計画」では、「総合管理計画」の削減目標を踏まえ、役割を終えた施設の除却・譲渡や、効率的な施設管理を目的とした施設の集約化・複合化による施設保有面積削減の検討とあわせ、今後も活用していく施設についての、長寿命化・予防保全管理の計画的実施による維持管理経費の削減・平準化の検討を行いました。

今回、「個別施設計画」における検討結果に基づき、「総合管理計画」の削減目標を再設定することとし、令和 12 (2030) 年度までに、施設全体の床面積 (75,901.91 m²) の約 4% を削減することを目標とします。あわせて、「個別施設計画」に掲げる施設の長寿命化・予防保全を効率的かつ効果的に進め、施設の維持・更新コストの削減に努めるなかで、持続可能な公共施設等のマネジメントを推進していきます。

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、下水道管を廃止し、総量の削減を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、これまで整備してきたインフラ施設において「長寿命化修繕計画」を策定するなど、計画的に点検、修繕を実施していくことで長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより、維持管理のトータルコストを縮減していきます。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新・長寿命化による維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなど、町内公共施設等の全体最適化に向けたランドデザインを描く中で、効率的な行政サービスの提供を推進していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

施設ごと職員による日常点検と定期・臨時点検を実施し、その点検履歴を集積・蓄積して老朽化対策や維持管理に反映させていきます。また、専門的視点を要する施設については、民間委託などにより点検・診断を行い、それぞれの結果については全庁で情報を共有していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、ライフサイクルコスト^{※1}の縮減を図ります。

維持管理については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う事後保全型ではなく、予防保全型維持管理の視点により、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化や老朽化対策等に活かしていきます。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図ります。

施設の整備、維持管理等の運営については、新しい技術や考え方を取り入れ、PPP・PFI^{※2}などの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討していきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、利用、効用等の高い施設については、応急措置を実施するとともに、速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を図ります。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用、効用等の低い公共施設等については、速やかな除却に努め、安全の確保を図ります。

※1 【ライフサイクルコスト】 公共施設等の建設・購入から維持管理、解体撤去・処分に至るまでの過程で必要な経費の合計額。

※2 【PPP・PFI】 公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法。

(4) 耐震化の実施方針

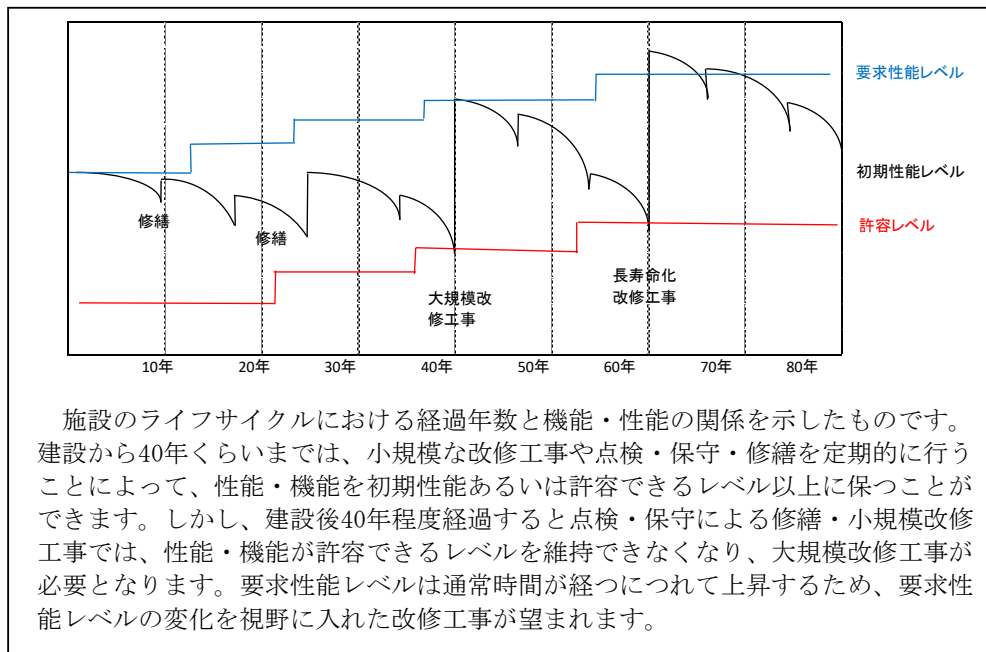
耐震化未実施の施設については、本計画の安全確保の実施方針に基づき、利用頻度の高い施設から優先順位を検討し、予算の範囲内で耐震化を進めます。また、施設利用者の安全の確保や災害時の拠点施設としての機能を確保・発揮できるよう、引き続き防災・耐震性能等の向上を図ります。

(5) 長寿命化の実施方針

今後も継続して保有する公共建築物については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕等を計画的に実施し、公共建築物を良好な状態に保ちます。更に、定期的に施設の診断を行い、小規模改修工事により不具合箇所を是正するなど、「坂城町公共施設個別施設計画」、「坂城町学校施設長寿命化計画」、「坂城町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公共建築物の長期使用を図ります。

また、インフラ施設については、既に策定済みの「坂城町舗装長寿命化修繕計画」、「坂城町橋梁長寿命化修繕計画（第2期）」、「坂城町都市公園施設長寿命化計画」に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、必要に応じて種別ごとに長寿命化計画等を策定していきます。

◆図表 5-4 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、住民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、トイレの洋式化や多言語表記案内施設の整備など、公共施設等の質を向上させるため、ユニバーサルデザイン^{※3}化を推進します。

また、既存施設等についても、利用実態等を踏まえて、適宜、導入を検討します。

※3 ユニバーサルデザイン:障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

(7) 統合や廃止の推進方針

将来の公共施設等のあり方を検討する中で、施設の設置目的、設備・機能、利用状況、劣化状況などの視点から、総合的にシミュレーションし、町の将来を見据えた公共施設等の全体最適化に向けた統合や廃止について検討を進めます。

公共施設等の統合については、利用状況や劣化状況等を踏まえ、施設の再編や国・県及び民間施設の利用・合築等も視野に入れ、複合化等による機能維持について検討します。

統廃合により余剰となった施設については、速やかに除却を行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減・平準化を図ります。

未利用財産の利活用については、必要に応じて個別方針を検討することとし、これらの情報を町民に公表することで、公平、公正な手続きのもと積極的な売却又は貸付けを進めます。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「坂城町長期総合計画」の基本計画を本計画の前提とし、施設等を管理する所管課をはじめ、全庁横断的な推進体制を構築する中で、情報共有や連携を図っていきます。また、職員研修などを通して、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めます。

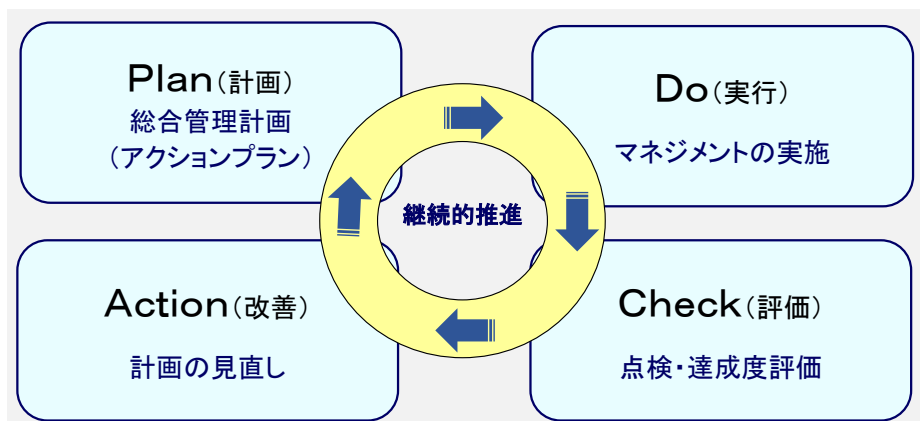
計画の実施はまちづくりのあり方に関わることから、町民、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

6 P D C A サイクルの推進

本計画は、「坂城町長期総合計画」の基本計画を本計画の策定の前提とすることから、基本計画に掲げた目標を達成するための進捗管理と点検評価のP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルの考え方にに基づき計画の随時見直しと充実に努めます。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により町民へ公表します。

◆図表 5-5 P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 主な施設類型ごとの方向性

基本方針に基づき、施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性を定めます。

◆図表 6-1 公共建築物の保有状況（令和2（2020）年度）

大分類	中分類	延床面積 (㎡)	主な施設
文化系施設	集会施設	4,549.09	坂城町文化センター、勤労者総合福祉センター、中心市街地コミュニティセンター等
社会教育系施設	図書館	1,027.23	坂城町立図書館
	博物館等	2,163.11	鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館、文化の館等
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	2,686.30	体育館、武道館
	レクリエーション施設・観光施設	930.09	和平高原 山の家、さかき地場産直売所等
	保養施設	2,286.40	びんぐし湯さん館
産業系施設	産業系施設	3,495.63	B.Iプラザさかき、商業インキュベータ施設等
学校教育系施設	学校	27,833.12	坂城中学校、南条小学校等
	その他教育施設	1,500.79	食育・学校給食センター等
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	3,988.53	保育園
	幼児・児童施設	763.85	児童館
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1,795.56	ふれあいセンター等
	障害福祉施設	238.61	開畝共同作業センター
	保健施設	556.42	保健センター
行政系施設	庁舎等	4,938.14	役場庁舎
	消防施設	1,355.70	消防詰所
	その他行政系施設	698.80	防災センター、水防倉庫等
町営住宅	町営住宅	11,540.04	町営住宅等
公園	公園	613.43	びんぐしの里公園等
その他	その他	2,941.07	農機具保管庫、坂城駅トイレ、教員住宅等
合計		75,901.91	

(1) 文化系施設

地域の交流・親睦を深める場として、文化センター、中心市街地コミュニティセンター等の各種集会施設を保有しています。

◆図表 6-2 公共建築物（文化系施設）の保有状況

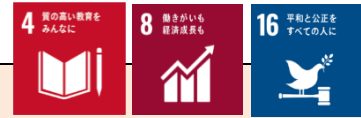


文化系施設					
区分	集会施設	施設数	8施設	延床面積	4, 549.09 m ²
対象施設	坂城町文化センター、勤労者総合福祉センター、坂城町隣保館、上平集会所、網掛集会所、坂城集会所、泉区集会所、中心市街地コミュニティセンター				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 計画的な施設の点検を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。 昭和 56 (1981) 年以前の旧耐震基準で建設された施設において、継続的に維持・使用していく施設については、耐震化の計画的かつ効果的な実施に努めます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理に努め、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を図ります。 更新等については、施設の必要性や需要を考慮する中で検討していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 利用者が安心して利用できるように、各施設の危険箇所等を把握し、安全の確保に努めます。 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、進行する老朽化に対しては、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等から「坂城町公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、施設の複合化・集約化・面積の縮減や廃止等を検討します。</p>					

(2) 社会教育系施設

子どもから高齢者まで全ての人が学習や研修などの機会を提供できる場として、坂城町立図書館、坂城町格致学校歴史民俗資料館、文化の館、鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館を保有しています。

◆図表 6-3 公共建築物（社会教育系施設）の保有状況



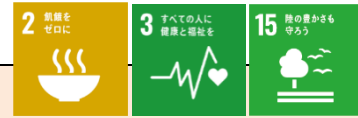
社会教育系施設					
区分	図書館	施設数	1 施設	延床面積	1,027.23 m ²
対象施設	坂城町立図書館				
区分	博物館等	施設数	4 施設	延床面積	2,163.11 m ²
対象施設	鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館、坂城町格致学校歴史民俗資料館、文化の館				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 計画的な施設の点検を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。 昭和 56 (1981) 年以前の旧耐震基準で建設された施設において、継続的に維持・使用していく施設については、耐震化の計画的かつ効果的な実施に努めます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。 県宝指定されている歴史民俗資料館をはじめ、文化の館やふるさと歴史館など歴史的な建造物については、文化財保存の観点から適正な管理や維持に努めます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 利用者が安心して利用できるように、各施設の危険箇所等を把握し、安全の確保に努めます。 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、進行する老朽化に対しては、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等から「坂城町公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 利用者の利便性やサービスの向上など、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討していきます。</p>					

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設として、坂城町体育館、坂城町武道館、和高原 山の家、さかき地場産直売所、びんぐし湯さん館などを保有しています。

◆図表 6-4 公共建築物

(スポーツ・レクリエーション系施設) の保有状況



スポーツ・レクリエーション系施設					
区分	スポーツ施設	施設数	2 施設	延床面積	2,686.30 m ²
対象施設	坂城町体育館、坂城町武道館				
区分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	4 施設	延床面積	930.09 m ²
対象施設	和高原 山の家、さかき地場産直売所、坂城駅前商工観光施設、休憩施設（鐵のほそ道）				
区分	保養施設	施設数	1 施設	延床面積	2,286.40 m ²
対象施設	びんぐし湯さん館				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的な施設の点検を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。

昭和 56 (1981) 年以前の旧耐震基準で建設された施設において、継続的に維持・使用していく施設については、耐震化の計画的かつ効果的な実施に努めます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理に努め、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を図ります。

更新等については、施設の必要性や需要を考慮する中で検討していきます。

【安全確保の実施方針】

利用者が安心して利用できるように、各施設の危険箇所等を把握し、安全の確保に努めます。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、進行する老朽化に対しては、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。

【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等から「坂城町公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組めます。

【統合や廃止の推進方針】

利用実態や施設機能の特性などに配慮し、利用者の利便性やサービスの向上など、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討していきます。

(4) 産業系施設

地域産業の発展・振興のために設置する産業系施設として、B.I プラザさかき、商業インキュベータ施設、特用林産物生産施設、びんぐしの里農産物加工センターなどを保有しています。

◆図表 6-5 公共建築物（産業系施設）の保有状況



産業系施設					
区分	産業系施設	施設数	7施設	延床面積	3,495.63 m ²
対象施設	B.I プラザさかき、商業インキュベータ施設、特用林産物生産施設、びんぐしの里農産物加工センター、坂城町南条林業センター、金井地区麦・大豆等生産振興センター、村上地区転作促進研修所				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 計画的な施設の点検を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。 昭和56（1981）年以前の旧耐震基準で建設された施設において、継続的に維持・使用していく施設については、耐震化の計画的かつ効果的な実施に努めます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理に努め、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を図ります。 更新等については、施設の必要性や需要を考慮する中で検討していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 利用者が安心して利用できるように、各施設の危険箇所等を把握し、安全の確保に努めます。 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、進行する老朽化に対しては、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等から「坂城町公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組みます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 利用実態や施設機能の特性などに配慮し、利用者の利便性やサービスの向上など、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討していきます。また、施設の譲渡に向けた地域との協議を進めます。</p>					

(5) 学校教育系施設、子育て支援施設

学校教育系施設及び子育て支援施設として、中学校を1施設、小学校を3施設、学校給食センターを1施設、その他教育関連施設1施設、保育園（坂城保育園に子育て支援センターを併設）、児童施設を各3施設保有しています。

◆図表 6-6 公共建築物

(学校教育系施設、子育て支援施設) の保有状況



学校教育系施設					
区分	学校	施設数	4施設	延床面積	27,833.12 m ²
対象施設	坂城中学校、南条小学校、坂城小学校、村上小学校（校舎、体育館等）				
区分	その他教育施設	施設数	2施設	延床面積	1,500.79 m ²
対象施設	坂城町食育・学校給食センター、大峰教室				
子育て支援施設					
区分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	3施設	延床面積	3,988.53 m ²
対象施設	南条保育園、坂城保育園（子育て支援センター）、村上保育園				
区分	幼児・児童施設	施設数	3施設	延床面積	763.85 m ²
対象施設	南条児童館、坂城児童館、村上児童館				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

生徒、児童、園児の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設としての機能を確保するため、計画的に施設の点検・診断を行います。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

今後も継続的に利用していくため、点検や診断結果等に基づき、適切な維持管理や適時修繕を行っていくとともに、必要に応じた改修や更新を検討していきます。

【安全確保の実施方針】

利用者が安心して利用できるように、各施設の危険箇所等を把握し、安全の確保に努めます。

生徒、児童、園児の安全な環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設の改修・修繕を行います。

【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等から「坂城町公共施設個別施設計画」、「坂城町学校施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組みます。

【統合や廃止の推進方針】

町内小中学校における必要な耐震化は完了しており、学校施設、子育て支援施設については当面は現状を維持していきます。

(6) 保健・福祉施設

高齢福祉施設の老人福祉センター（夢の湯）及びふれあいセンターのほか、障害福祉施設、保健施設を各1施設保有しています。

◆ 図表 6-7 公共建築物

（保健・福祉施設）の保有状況



保健・福祉施設					
区分	高齢福祉施設	施設数	2 施設	延床面積	1,795.56 m ²
対象施設	老人福祉センター（夢の湯）、ふれあいセンター				
区分	障害福祉施設	施設数	1 施設	延床面積	238.61 m ²
対象施設	開畝共同作業センター				
区分	保健施設	施設数	1 施設	延床面積	556.42 m ²
対象施設	保健センター				

● 管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的な施設の点検を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。

耐震化については、利用需要や将来の見通しを踏まえた中で検討していきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理に努め、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を図ります。

更新等については、施設の必要性や需要を考慮する中で、他施設との複合化などを検討していきます。

【安全確保の実施方針】

利用者が安心して利用できるように、各施設の危険箇所等を把握し、安全の確保に努めます。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、進行する老朽化に対しては、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。

【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等から「坂城町公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組めます。

【統合や廃止の推進方針】

各施設とも指定管理者制度による運営の継続等、最適な管理・運営方法について検討を進めるとともに、老人福祉センター、保健センター施設の複合施設への移行を行い、その後施設の解体を行います。

(7) 行政系施設

行政系施設として、本庁舎のほか、消防詰所 11 施設、防災センターや水防倉庫など 4 施設を保有しています。

◆図表 6-8 公共建築物（行政系施設）の保有状況



行政系施設					
区分	庁舎等	施設数	1 施設	延床面積	4,938.14 m ²
対象施設	坂城町庁舎(庁舎、車庫等)				
区分	消防施設	施設数	11 施設	延床面積	1,355.70 m ²
対象施設	消防詰所(第1~6、8~11、ラッパ分団)				
区分	その他行政系施設	施設数	4 施設	延床面積	698.80 m ²
対象施設	防災センター、水防倉庫(四反田・鼠・網掛)				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的な施設の点検を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。

消防団詰所は、災害時において的確に機能を発揮できるよう、計画的に施設の点検・診断を行います。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理に努め、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を図ります。

更新等については、求められる施設の機能が果たせるよう、改修・更新を検討していきます。

【安全確保の実施方針】

利用者が安心して利用できるよう各施設の危険箇所等を把握し、安全の確保を図ります。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、進行する老朽化に対しては、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。

【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等から「坂城町公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組みます。

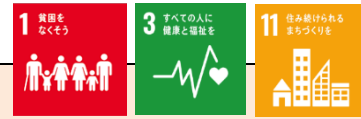
【統合や廃止の推進方針】

消防施設については、必要に応じて消防詰所や器具庫の配置等検討していきます。

(8) 町営住宅

公営住宅法などに基づき町が供給する公営住宅等で、8施設を保有しています。

◆図表 6-9 公共建築物（町営住宅）の保有状況



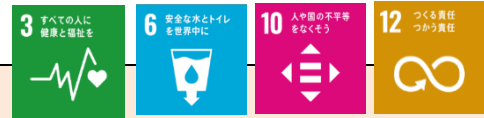
町営住宅					
区分	町営住宅	施設数	8施設	延床面積	11,540.04 m ²
対象施設	旭ヶ丘団地、横尾団地、網掛団地、成久保団地、上平団地、旭ヶ丘ハイツ、中之条団地、坂端改良住宅				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 安全かつ安心な町営住宅を提供するため、定期的に必要な点検・診断を行い、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、町営住宅の長寿命化と適切な維持管理に活かします。 昭和56（1981）年以前の旧耐震基準で建設された施設は、入居者の募集を停止しており、入居者のいる施設は個別的に劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 「坂城町町営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕・更新等を実施します。 予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの適正な維持管理に努めます。 修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かします。</p> <p>【安全確保の実施方針】 入居者が安全かつ安心して生活できるよう、各住宅の危険箇所等を把握し、安全性の確保を図ります。 点検・診断等により危険性があると判断された住宅については、危険の除去を優先的に実施します。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、「坂城町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進め、ライフサイクルコストの縮減や平準化を図ります。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 町内全域における地域バランスを考慮し、適正な配置を図ります。 老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、団地内での集約化の推進や建替え等を検討し、また、今後居住予定のない住宅については、計画的に用途廃止、取り壊しを進めていきます。</p>					

(9) その他（公園施設含む）

その他に分類される施設については、公園などに設置されている公衆トイレや簡易建造物などで、16施設を保有しています。

◆図表 6-10 公共建築物

（その他（公園施設含む））の保有状況



その他（公園施設含む）		施設数	3施設	延床面積	613.43 m ²
区分	公園				
対象施設	びんぐしの里公園施設（管理棟、倉庫、便所4棟、屋外ステージ等）、吉野健康広場便所（吉野記念公園）、さかき千曲川バラ公園便所				
区分	その他施設	施設数	13施設	延床面積	2,941.07 m ²
対象施設	教員住宅（4施設）、農機具保管庫、坂城駅自転車駐輪場、坂城駅トイレ、中之条公衆トイレ、大型共同作業場、共同作業場、坂城町網掛共同園芸施設（ボイラー室、油庫）、南条児童館（旧）、上平旧久保邸				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的な施設の点検を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。

小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理をしていきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理に努め、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を図ります。

更新等については、施設の必要性や需要を考慮する中で検討していきます。

【安全確保の実施方針】

長寿命化により維持していく施設は、各施設の危険箇所等を把握し、適切な維持管理により安全性の確保に努めます。

老朽化が著しい施設については、取り壊し等も視野に入れ、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。

【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等から「坂城町公共施設個別施設計画」、「坂城町都市公園施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組みます。

【統合や廃止の推進方針】

老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に除却していきます。

その他の施設については、利用実態や施設機能の特性などに配慮し、利用者の利便性など、より効果的な活用ができるよう、検討していきます。

(10) インフラ施設



ア. 道路

本町における町道の総延長は 263,617m、舗装率は 81.5%です。

道路は、町民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るライフサイクルコストの削減や予算の平準化を図ることが必要です。

● 管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を集積・蓄積し、次の点検・診断等に活用していきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適切な維持管理を行い、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ります。

更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、国土交通省から新たに示される各基準類の適用を図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等の通行に支障があると判断された場合には、緊急的な修繕等を実施するとともに、必要に応じて通行止め等の措置を講じ、安全を確保します。

【長寿命化の実施方針】

「坂城町舗装長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕と更新を行い、長寿命化を図ります。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組みます。

【統合や廃止の推進方針】

道路等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて路線の見直しや付替え等を検討します。



イ. 橋りょう

橋りょうについては、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「坂城町橋梁長寿命化修繕計画（第2期）」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの削減・平準化を図ります。

● 管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、橋りょうの健全性を診断するとともに、耐震対策を進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を集積・蓄積し、次の点検・診断等に活用していきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、「坂城町橋梁長寿命化修繕計画（第2期）」等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者等の通行に支障があると判断された場合には、緊急的な修繕等を実施するとともに、必要に応じて通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【長寿命化の実施方針】

「坂城町橋梁長寿命化修繕計画（第2期）」に基づく計画的な修繕と更新を行い、長寿命化を図ります。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組めます。

【統合や廃止の推進方針】

橋りょう等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて路線の見直しや付替え等を検討します。



ウ. 下水道

下水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を図ってきました。本町の下水道施設は、耐用年数を考慮すると、およそ23年後から本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検や定期点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を集積・蓄積し、予防保全や長寿命化に活用を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断結果に基づいて、「坂城町下水道長寿命化計画（下水道ストックマネジメント計画）」を策定し、計画的な経費負担と適正な維持・管理を図り、優先度や重要度を踏まえた計画的な修繕・更新を実施します。

【長寿命化の実施方針】

「坂城町下水道長寿命化計画」に基づく計画的な修繕と更新を行い、長寿命化を図ります。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。



エ. 農道・林道

農林業の生産性の向上や農用地及び森林の適切な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理や、適時・適切な保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常的なパトロール及び定期的な点検・診断を実施することにより、施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果や診断結果に基づいた、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

【長寿命化の実施方針】

「坂城町土地改良施設インフラ長寿命化計画」、「林道個別施設計画」に基づく計画的な修繕と更新を行い、長寿命化を図ります。

【統合や廃止の推進方針】

農道等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて路線の見直しや付替え等を検討します。



オ. 農業施設

農業水利施設については農業用水の安定供給のほか、洪水調整を行う防災機能など様々な役割を果たしています。日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理や、適時・適切な保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常的なパトロール及び定期的な点検・診断を実施することにより、施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果や診断結果に基づいた、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

【長寿命化の実施方針】

「農業水利施設個別施設計画」、「坂城町土地改良施設インフラ長寿命化計画」に基づく計画的な修繕と更新を行い、長寿命化を図ります。

【統合や廃止の推進方針】

地元要望や緊急度等を踏まえ、必要に応じて更新や維持管理等を検討します。

